

令和2年第5回定例会

鋸南町議会会議録

令和2年9月 8日 開会

令和2年9月18日 閉会

鋸南町議会

令和2年第5回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)について
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について)
議案第2号	鋸南町議会議員及び鋸南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
議案第3号	鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	特定事業に係る契約の締結について(第2期君津地域広域廃棄物処理事業)
議案第5号	財産の取得について(GIGAスクール関連備品一式)
議案第6号	指定管理者の指定について(鋸南町都市交流施設)
議案第7号	鋸南町監査委員の選任について
議案第8号	令和2年度鋸南町一般会計補正予算(第4号)について
議案第9号	令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第10号	令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第1号)について
議案第11号	令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算(第1号)について
議案第12号	令和元年度決算認定について 1. 令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算 2. 令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 3. 令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 4. 令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第13号	令和元年度決算認定について 1. 令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算 2. 令和元年度鋸南町水道事業会計決算
報告第1号	令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
報告第2号	令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(病院事業会計)
報告第3号	令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(水道事業会計)

令和 2 年第 5 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号（9 月 8 日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	5
町長から提案理由の説明、諸般の報告	5
一般質問	9
大塚 昇 議員	9
鈴木 辰也 議員	14
早川 正也 議員	26
笹生 あすか 議員	35
散会の宣言	44

第2号（9月9日）

議事日程	45
本日の会議に付した事件	46
出席議員	46
欠席議員	46
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	46
本会議に職務のため出席した者の職氏名	46
開議の宣言	47
議事日程の報告	47
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第8号の上程、説明	60
議案第9号の上程、説明	66
議案第10号の上程、説明	67
議案第11号の上程、説明	67
議案第12号の上程、説明	68
議案第12号の監査報告	76
議案第12号の決算審査特別委員会への付託	78
議案第13号の上程、説明	78
議案第13号の監査報告	82
議案第13号の決算審査特別委員会への付託	84
報告第1号の説明	85
報告第2号の説明	86
報告第3号の説明	87
散会の宣言	87

第3号（9月18日）

議事日程	88
本日の会議に付した事件	88
出席議員	88
欠席議員	88
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	89
本会議に職務のため出席した者の職氏名	89
開議の宣言	90
議事日程の報告	90
議案第8号の質疑、討論、採決	90
議案第9号の質疑、討論、採決	100
議案第10号の質疑、討論、採決	100
議案第11号の質疑、討論、採決	102
議案第12号の委員長報告	103
議案第12号の質疑の省略、討論、採決	107
議案第13号の委員長報告	109
議案第13号の質疑の省略、討論、採決	110
閉会の宣言	111

鋸南町告示第67号

令和2年第5回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年9月3日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 令和元年9月8日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

令和2年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和2年9月8日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問（4名）
4番 大塚 昇 議員
9番 鈴木 辰也 議員
2番 早川 正也 議員
1番 笹生 あすか 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 笹生 あすか | 議員 | 2番 | 早川 正也 | 議員 |
| 3番 | 竹田 和明 | 議員 | 4番 | 大塚 昇 | 議員 |
| 5番 | 青木 悦子 | 議員 | 6番 | 笹生 久男 | 議員 |
| 7番 | 渡邊 信廣 | 議員 | 8番 | 小藤田 一幸 | 議員 |
| 9番 | 鈴木 辰也 | 議員 | 11番 | 笹生 正己 | 議員 |
| 12番 | 平島 孝一郎 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白石 治和	副 町 長	内田 正司
教 育 長	富永 安男	総務企画課長	平野 幸男
税務住民課長	加藤 芳博	保健福祉課長	杉田 和信
地域振興課長	飯田 浩	教 育 課 長	福原 規生
建設水道課長	平嶋 隆	会 計 管 理 者	寺本 幸弘
総務管理室長	安田 隆博	監 査 委 員	柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 笹生 矩義

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第5回鋸南町議会定例会を開会致します。

暑いと思われる方は、上着を脱いでいただいても結構です。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木悦子）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

1番 笹生あすか議員、12番 平島孝一郎議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

○議長（青木悦子）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る9月1日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

おはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る9月1日午前10時から議会運

営委員会を開き、令和2年第5回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、審査致しましたので、ご報告致します。

今定例会の会期は、本日から18日までの11日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案1件、町長提出議案13件及び報告3件が提出されております。

本日は、このあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行います。

一般質問が終わったら散会致したいと思います。

明日9日は、午前10時から会議を開き、議案の審査となりますが、発議案第1号から第7号については、順次上程のうえ、説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

議案第8号から議案第13号までの補正予算及び令和元年年度決算関係については、順次上程のうえ、説明を受けるだけとし、報告第1号から報告第3号については、報告を受けた後、散会したいと思います。

なお、令和元年年度決算の審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されていることを、併せてご報告致します。

10日から17日までの8日間は、議案調査のため休会とします。

18日は午前10時から会議を開き、補正予算関係の議案第8号から議案第11号の質疑、討論、採決。続いて決算関係の議案第12号及び第13号について、決算審査特別委員会委員長からそれぞれ報告をいただき、討論の後、採決をお願いしたいと考えております。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、大塚昇議員・鈴木辰也議員・早川正也議員・笹生あすか議員の4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内と致します。

また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないと致します。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果をご報告申し上げるとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から18日までの11日間とし、一般質問については、通告のあった議員は4名。

質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないとのことです。

お諮り致します。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から18日までの11日間と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（青木悦子）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

本日、ここに令和2年第5回鋸南町議会定例会をお願い致しましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、専決処分の承認1件、条例の制定及び一部改正2件、特定事業に係る契約の締結1件、財産の取得1件、指定管理者の指定1件、監査委員の選任1件、一般会計及び介護保険特別会計、鋸南病院事業会計、水道事業会計の各補正並びに令和元年度の全会計の決算認定の13議案と報告3件であります。

それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、であります、令和2年度鋸南町一般会計補正予算・第3号について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所等における感染対策用備蓄品の購入など1787万1千円を7月20日に専決処分致しましたので、議会のご承認をお願いするものであります。

議案第2号、鋸南町議会議員及び鋸南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、であります、本年6月12日に公布された、公職選挙法の一部を改正する法律に基づき、町議会議員及び町長選挙における選挙公営の対象の拡大と、町議会議員の選挙における供託金制度の導入などを行うため、条例を制定しようとするものであります。

議案第3号、鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、であります、令和元年5月31日、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴

い、通知カードに関する規定の削除など、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第4号、特定事業に係る契約の締結についてであります。君津安房地域6市1町で実施している第2期君津地域広域廃棄物事業について、特定事業に係る契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第5号、財産の取得についてであります。去る8月24日に開催した鋸南小中学校ギガスクール構想環境整備事業プロポーザル選定委員会における選定結果をもって、議会の議決をお願いするものであります。

議案第6号、指定管理者の指定についてであります。鋸南町都市交流施設の指定管理者に、引き続き株式会社共立メンテナンスを指定しようとするものです。指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

議案第7号、鋸南町監査委員の選定についてであります。本年9月17日をもちまして、現監査委員の柴本健二氏が、任期満了となります。引き続き同氏を監査委員に選任致したく、議会のご同意をお願いするものであります。

議案第8号、令和2年度鋸南町一般会計補正予算、第4号についてであります。5億5877万1千円を追加し、補正後の総額を55億9574万円にしようとするものであります。始めに、歳出の主なものをご説明申し上げます。

総務費では、テレワーク環境整備事業3013万6千円、都市交流施設周辺整備事業物件補償費3,773万1千円。

民生費では、新生児子育て支援給付金300万円、結婚新生活支援補助金300万円。衛生費では、病院事業継続支援助成金1300万円、広域廃棄物処理施設整備事業負担金及び出資金6666万6千円、水道会計補助金2820万円。

農林水産業費では、産地整備支援事業補助金81万7千円。商工費では、地域商品券発行事業4129万3千円、魅力発信事業584万5千円、地域回遊促進事業951万7千円。

消防費では、避難所等感染対策用備蓄品1597万1千円。教育費では、中学校・生徒用流し台設置事業662万2千円、給食センター空調設備設置事業3708万1千円。

諸支出金では、前年度繰越金の確定等に伴い、財政調整基金へ2億2326万4千円の積み立てを致します。

次に歳入であります。増額するものは、地方交付税1億1185万8千円、国庫支出金2億4675万7千円、県支出金921万6千円、財産収入3千円、寄付金30万円、特別会計繰入金232万8千円、豊かなまちづくり基金繰入金32万4千円、前年度繰越金3億4651万9千円、諸収入・低所得者介護保険料軽減負担金精算金228万5千円。町債では、臨時財政対策債・発行可能額の確定に伴い925万9千円の増額を行うほか、各事業に充当するため合わせて9635万9千円の増額計上であります。

次に減額するものは、繰入金で、財政調整基金繰入金2億5717万8千円を減額致します。

議案第9号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第2号についてであります。

が、3328万5千円を追加し、補正後の総額を13億3643万5千円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、歳出では、基金積立金1821万4千円、国県及び支払基金への償還金1274万2千円、一般会計への返還のための繰出金232万9千円、歳入では、確定に伴い前年度繰越金3328万5千円をお願いするものであります。

議案第10号、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算、第1号についてであります。エアコン室外機の配電盤修理のため、収益的支出84万7千円の増額をお願いするものであります。

議案第11号、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてであります。収益的収入では、新型コロナウイルス対策に係る水道基本料金免除に伴い、2820万円を給水収益から減額、同額を一般会計から繰り入れるほか、消火栓改修工事負担金184万1千円を増額するものであります。資本的支出では、配水施設改良工事について633万3千円を増額するものであります。

議案第12号、令和元年度鋸南町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の4つの会計の歳入歳出決算については、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものであります。

議案第13号、令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算及び水道事業会計決算については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものであります。

次に報告第1号から第3号は、財政健全化法の規定により、健全化判断比率及び企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見書を添えて報告するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長及び会計管理者から説明をいたさせますので、よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

冒頭に申し上げますが、未だ終息の気配のない新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年実施される予定でありました各種事業、行事については、中止又は一部変更など様々な影響が生じている状況です。

はじめに海水浴場の状況についてであります。今年の海水浴場については、千葉県全域で不開設となりましたが、海での涼を求める大勢の方が町内に来訪されました。町では、千葉県と協力しながら、安全監視・指導を実施致しましたが、従来の海水浴場以外の場所で、水難事故が発生し、1名の方がお亡くなりになりました。依然として、同感染症の収束が不透明な状況ではありますが、引き続き 安心・安全な海水浴場を目指して参ります。

次に頼朝まつりについてであります。源頼朝挙兵830年を機に新たな地域おこしイベントとして始まり、今年で9回目を迎える予定でしたが、中止とさせて頂きました。

次にきよなんジビエBBQ大会についてであります。頼朝まつり同様に今年は中止

とさせていただきます。

次に防災訓練についてであります。10月11日、日曜日に実施を予定しておりました鋸南町総合防災訓練は、大事をとり、ひとまず延期することとさせていただきます。今後の開催、中止の態度決定については、状況を見極め、判断させて頂く考えであります。

次に敬老の日のお祝い品の配付についてであります。今年も90歳以上の383名の方々に対して、敬老の日を記念し、心ばかりのお祝い品をお届け致します。当町においては、100歳以上の方が18名となります。今年も、例年実施しております訪問を控え、9月中に対象者にお祝い品を郵送致しますが、本年度100歳を迎えられる方8名については、内閣総理大臣からお祝い状と記念品が贈呈されますので、当町のお祝い品と併せてお届けにあがります。どうぞ健康にご留意され、いつまでもお元気で長寿でありますよう、お祈り申し上げます。

次に結婚50周年祝賀会の開催についてであります。今年も申し込みのありました12組のご夫婦の皆さんに記念品を贈呈させていただきます。本年は、例年実施しております祝賀会を控え、対象者に記念品の贈呈のみと致します。今後ともご夫婦の末永いお幸せをお祈り申し上げます。

次に総合検診についてであります。本年度の検診については、従来までの集団検診は、中止とし、医療機関での施設検診をご案内しております。安房郡市内の各医療機関と契約し、8月18日から実施しておりますので、12月18日までの間で受診下さるようお願い致します。

肺がん・結核及び胃がん検診については、10月8日から14日までの土曜日を除く6日間、中央公民館で実施致します。なお、胃がん検診は事前予約制とさせていただきます。また、鋸南病院では、年間を通じて特定健診及び、後期高齢者健康診査の受診ができますので、町民の皆様には、積極的に受診して頂き、生活習慣病予防に取り組んで頂きますようお願い致します。

教育委員会関係について申し上げます。

はじめに菱川師宣記念館特別展についてであります。本日、9月8日から11月1日まで、菱川師宣記念館 新収蔵品展を開催致します。昨年度、寄贈されました菱川師宣の肉筆画・昇り龍図をはじめ、金森南耕や石原純、原阿佐緒ら大正時代の文人たちの作品も公開致します。師宣の愛した故郷と、文人たちが愛した土地という2つの視点で、保田の魅力を紹介致します。町民の皆さまをはじめ、多くの方々に是非、ご観覧頂きたいと思っております。

次に2020町民運動まつりについてであります。10月18日に開催を予定しておりましたが、中止することと致しました。

次に文化祭について、であります。今年も、10月31日と11月1日の両日に、多目的ホールで開催を予定しておりました芸能の部は中止することと致しました。

なお公民館教室やサークル活動の成果を発表する場である展示の部については、中央公民館ロビーにおいて、展示期間を長く設け、各団体が交互に展示する形式で行う予定です。皆さま、是非、ご来場をお願いします。

最後に教育の日についてであります。毎年、11月の第3土曜日を鋸南町教育の日と定めております。今年、11月21日に鋸南中学校において、教育の日の行事を行います。

第1部では、各スポーツ大会等で活躍された方々の教育委員会表彰、第2部では、現在、日本ブラインドマラソン協会の強化委員長を務め指導者でもあります、安田享平氏による教育講演会を予定しておりますので、皆さま、是非、ご来場をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

ただ今、町長から提案理由の説明並びに報告がありました。

報告事項ではあります。何か確認したい点がありましたら挙手願います。

○議長（青木悦子）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。

◎一般質問

◎4番 大塚 昇

○議長（青木悦子）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名から通告がなされておりますので順次質問を許します。

大塚昇議員の質問を許します。

質問席へ移動してください。

[4番 大塚昇 質問席につく]

○議長（青木悦子）

4番 大塚昇議員。

【ベルが鳴る】

○4番（大塚 昇）

次の1件について、教育長に質問します。

1、教育現場の現状と今後の対応について。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐとして、首相が一斉休校を要請する考えを表明、続いて文部科学省から全国の教育委員会に対し、3月2日から春休みまでの休校の要請があり、政府の緊急事態宣言により延長され、町内の学校は5月末日まで休校となった。

文部科学省は、学びの保障の方向性について、特例的な対応として、最終学年以外の児童生徒については、予定した授業の内容を年度内に終えることが困難な場合には、次年度以降へ繰り越すことを認めた。

このような特例的な対応を可能とするため、教科書発行者と協力して参考資料の提供を行う予定としていることを全国の教育委員会に示した。

また現時点で、感染リスクをできるだけ減らした上で、教育活動を続けるべきとの立場から、児童生徒や教職員に感染が発生しても、濃厚接触者の特定に時間を要しない、或いは濃厚接触者がいない等の場合には、必ずしも臨時休校の必要はないとの方針を示している。

そこで次の3点を質問する。

マル1、これまで小中学校では新型コロナウイルス感染症対策に対し、どのように対応してきたか。

マル2、年度初めから長期に休校となったが、今年度予定していた内容の指導を年度内に終わることが可能か。また、運動会や部活動や修学旅行などの学校行事に影響はないか。

マル3、教員の健康管理、研修等はどのようにしているか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（青木悦子）

大塚昇議員の質問について、教育長から答弁を願います。

富永教育長。

〔教育長 富永安男 登壇〕

○教育長（富永安男）

大塚昇議員の一般質問に答弁致します。

教育現場の現状と今後の対応についてお答え致します。

ご質問の1点目。これまで小中学校では新型コロナウイルス感染症に対し、どのように対応してきたかについてであります。鋸南町では、国の要請を受け3月3日から3月24日まで臨時休校としました。その後も卒業式、始業式、入学式は実施しましたが、新年度を迎えた4月9日から5月31日まで臨時休校としました。その間、小学校においては教諭による家庭訪問、中学校においては登校日を設け、児童生徒の様子を確認してきました。

また定期的に課題を出すとともに、中学生向けに英語の教材を作成し、SNSを活用し配信するなど、学力の維持に努めてきました。新型コロナウイルス感染症対策と致しましては、子どもたちが安全に過ごせるよう、3密の回避に留意すると共に、マスクの着用、うがい手洗いの徹底、学校内の消毒などを実施しております。

各家庭にも毎日の体温測定を協力していただき、健康観察カードに記入したものを担任が確認しております。登校後も児童生徒に発熱など、風邪症状が見られた場合には、基本的に下校してもらうことを、あらかじめ保護者に周知しているところです。

教室では、子どもたちの机の間隔が1メートル以上開くように配置しております。小学校においては、クラスの人数の多い3年生は、特別教室棟の図工室を、4年生は多目的室を教室として使っています。中学3年生は教室前のワークルームを教室として使っています。

また昨年度整備致しましたエアコンも常時活用させていただいておりますが、窓を開けて換気も行っております。給食は、会話を控えて向かい合って食べない。小学生はお替

りをするときは、教員が行うなどの配慮をしております。

ご質問の2点目。年度初めから長期に休校となったが、今年度予定していた内容の指導を年度内に終えることが可能か。また運動会や部活動や修学旅行などの学校行事に影響はないかについてであります。4月、5月と2か月間休校となりましたので、例年通りでは授業時間を確保することができません。5月15日には、臨時校長会を開き、授業時間を確保するため、6月15日の県民の日は例年学校休業日ですが、登校日とし、夏休みは8月8日から23日までと致しました。

また冬休みも12月26日から1月4日までとし、4日間短縮致します。現時点では、予定している授業については、繰り越すことなく終える見込みです。但し、体育、音楽、理科における実験など、一部の学習内容によっては、飛沫感染を防ぐために、これまでどおりの方法では実施できない授業もあります。学校では、ICTを活用したり、教師が手本を見せたりするなど、新たな方法を模索しながら授業を進めております。

また昨年のように、台風による休校やインフルエンザ等の流行による臨時休校も想定されます。その際には、授業時間を確保するため、土曜日の授業等も行わなければならないと考えております。

学校行事ですが、運動会は例年、地域の方々をお招きして開催しておりましたが、今年度においては3密を回避するため、子どもたちと保護者のみで行います。中学校は、土曜日終了したところであり、小学校では、午前は低学年のみ、午後は高学年のみ分散して行うと伺っております。

小中の修学旅行ですが、宿泊を伴いますので、長時間、子どもたちの安全を確保することが難しいなどの理由で、私も胸が張り裂けんばかりの思いではありますが中止とさせていただきます。また、宿泊を伴う学習活動及び県外への校外学習も中止としたところ です。

中学校の部活動は、6月中旬からスタートしました。しかしながら対外試合等も実施できず、総合体育大会も中止となりましたので、3年生は7月で引退しました。例年秋に行われております新人戦も現段階では未定の状況であります。

ご質問の3点目。教員の健康管理、研修等はどのようにしているか、についてであります。教職員についても、子どもたちと同様にマスクの着用、日々の体温測定をお願いしております。今年度はコロナ対策として、校内の消毒など教員の業務も増えております。例年、夏休みに設けている、学校閉庁日を8月11日から19日までとし、例年より3日間増やし連続して1週間、教職員に休みをとっていただきました。これは教育事務所では最も長い学校閉庁日となっております。

教職員の研修ですが、例年は県教育委員会や安房地区教育委員会連絡協議会など様々な研修の機会が設けられておりますが、今年度につきましては、全ての研修会が中止となっております。11月13日に予定されていた鋸南幼小中公開研究会も中止となりました。今年度行われている研修会は、町の教育委員会が行っているもののみです。

現在の感染状況を見ると県内でも広がってきておりますので、今後も感染情報を注視し、対応して参りたいと考えております。

以上で、大塚 昇 議員の一般質問に対する答弁と致します。

○議長（青木悦子）

大塚昇議員、再質問はありますか。

大塚昇議員。

○4番（大塚 昇）

1つ目の小中学校での新型コロナウイルス感染症に対しての対応について。感染症を防ぐために不自由な事、我慢しなければならない事が沢山あり、保護者を含めいろいろな問題をもたらしているのではと推測します。終息の見通しが見えない現状において、今後の状況によっては、柔軟な対応あるいは果敢さが必要になると思います。そこで、児童生徒は、成長の途上で有り体力の維持及び増進が大切ですが、万事、自粛ベースで来ているので運動不足対策として、運動場・校庭を使って何かやっているか。以上。

○議長（青木悦子）

福原教育課長。

○教育課長（福原規生）

議員がおっしゃるとおり、体力の維持はとても大切なことだと思っております。学校が再開した時点では、先生方も子供たちの体力が落ちたと感じていたそうです。小中学校とも教育課程の中で、週3コマ体育の授業が組まれております。そこで元気に体を動かしているとのこと。ただし現在は、熱中症対策として走ることを減らしたり、頻りに水分補給をしたりして、注意しながら行っていると言っておりました。また子供たちは、休憩時間になりますとグラウンドに出て、サッカーなどで外でよく遊んでいるそうですので、子供たちの状況は、体力が戻ってきているのかなとみているそうです。以上です。

○議長（青木悦子）

大塚昇議員、再質問はありますか。

はい、大塚昇議員。

○4番（大塚 昇）

2つ目の長期休校による指導予定と学校行事についてですが、現時点では、予定している授業については繰り越すことなく終える見込みとのことですが、単位時間だけでなく、学びの質と深さに努力願いたい。そこで修学旅行は中止、その他縮小等となった学校行事の代替えについてですが、教科外教育は、人間関係を築き、思い出づくり、クラスの充実となるので、何らかの形で同様な効果をもたらそうという工夫が必要と思うが、今後学校と教育委員会で、何か検討しているか。以上。

○議長（青木悦子）

福原教育課長。

○教育課長（福原規生）

質と深さの点、まず最初にそちらからですが、中学3年生を対象に教員OBの方に依頼を致しまして、放課後、週3日、数学・国語・英語を学んでいます。今年は、9月から12月までの間行いまして、これは希望制ではありますが、中学校3年生全員が申し込んでいるそうです。

また、県の授業ではありますが、小学5年生から中学3年生まで対象に中央公民館で、毎週土曜日に鋸南町学習会というものが行われております。これは、子供たちが自主学習を進めているなかで、分からないところを講師の先生方に教えてもらうというスタイルで行っております。今年は14人の子供たちが来ております。

あと小学校では、毎週木曜日の放課後に行っております放課後子供教室でも、体育館遊びや工作のほかに読書学習というプログラムがございます。意外と人気で、参加者のうち3割くらいの子供たちがそちらに来ております。このように学校の授業以外にも学習する機会を設けているところです。

学校行事についてですが、修学旅行は、子供たちが大変楽しみにしているものです。教育長が答弁致しましたとおり、児童生徒が長時間、ともに活動することや移動時や宿泊時等で密集・密接状態を避けることが難しいことから、修学旅行や宿泊学習を中止させていただきました。

学校では、代替えの行事を計画しております。小学校では、日本寺一周の遠足と子供たちに企画をしてもらってゲーム大会を予定しているそうです。中学校では、現時点ではまだ決まってないという事ですが、何かしらの代替え行事を考えていきたい、とそのように話しておりました。以上です。

○議長（青木悦子）

大塚議員、再質問はありますか。

はい。大塚議員

○4番（大塚 昇）

マル3の方で、その他として教職員の方は、現場の一線で働いておられるので、健康管理と休養並びに自身の研修、研鑽に留意をお願いしたい。

感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律は、平成10年に私がアフリカ沿岸国と日本とを行ったり来たりしている時に新しく施行されました、それまでは明治時代に制定された伝染病予防法が実施されており、国家が一元化し対応していました。当時は不十分な医療体制、治療法の未開発、医療保険制度も不十分な状況の中での大規模な伝染病が起こるなどして、今とは異なっていました。そのため、患者をほかの国民から切り離すことに重点が置かれていましたので、ハンセン病などの人権問題を引き起こしていました。しかし、医療が進歩し、衛生水準が向上し、公衆衛生、国民の健康意識が高まり、現状とそぐわなく、また人権尊重の観点と航空機による大量輸送が可能になるなど海外からの感染症が入ってくる可能性が高まっている変化に対応し、感染症の再構築が必要となり当該法律が施行されたものです。

感染症の人権問題は、患者などに対するいわれのない差別や偏見は、恐れ・不安・無知から来るものと特効薬がないため、迅速かつ適確に対応すること或いは良質かつ適切な医療の提供の確保に疑問があるゆえと思う。

そこで、学校の教育の場でも、感染症に正しく対応するためにも、この法律の理念、目的並びに最新の医療現場の活動状況を教えるべきと考えるがどうか。以上。

○議長（青木悦子）

福原教育課長。

○教育課長（福原規生）

学校では、教育課程の中で感染症について学ぶ機会がございます。中学校では3年生の保健体育の授業の中でインフルエンザ、エイズ等の感染症について学習しております。小学校では、6年生で病気の予防という部分がございますが、そこで学習しております。

正しく学ぶという事は、大変大切なことだと思いますので教育課程の中で今後も学んでいくかと思えます。それと併せて医療現場活動状況についての学習ですが、それは教育課程の中では特に無いようです。ただ職業学習としては、良い題材と考えておりますので、ご協力を頂ける方がいらっしゃいましたら是非、特別事業として行うことを検討させていただきたいと考えます。以上です。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい。大塚昇議員。

○4番（大塚 昇）

この最後の問題は、どちらかといえば大人に知ってもらいたい様なものですが、今回の新型コロナウイルス感染症は、これからどの様に推移、収束するか判りませんが、これを乗り越えた鋸南小中学校の卒業生から、将来、ノーベル賞候補の医学博士が、出ることを期待し、教育長に対する質問を、終わります。

○議長（青木悦子）

以上で、大塚昇議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。再開は11時05分と致します。

…………… 休憩 ・ 午前10時55分 ……………
…………… 再開 ・ 午前11時05分 ……………

◎一般質問

◎9番 鈴木辰也

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

鈴木辰也議員の質問を許します。

9番 鈴木辰也議員。

【ベルが鳴る】

○9番（鈴木辰也）

私は、町職員の労働環境についてと旧佐久間小学校エリアの活用計画の進捗状況につ

いて、2点質問致します。

初めに町職員の労働環境について質問します。人口減、少子高齢社会、厳しい財政を背景に自治体の役割は複雑化、多様化し業務は質量ともに増大しています。

鋸南町では、今年の台風被害、今年のコロナ禍によって業務が更に増大しています。また、鋸南町定員管理計画によって職員の数が管理されており、地方自治体に求められる役割を持続可能な形で今後も継続していくためには、労働環境を常に見直し、様々な業務効率化が必要になっていきます。

現在の労働環境をどのように認識しているのか。今後、業務効率化をどの様に図っていくのか伺います。

次に、旧佐久間小学校エリアの活用計画の進捗状況について伺います。

平成29年9月議会、平成31年3月議会で、旧佐久間小学校エリアの将来計画について質問しました。道の駅保田小学校周辺の都市交流施設周辺整備事業と同時進行はなかなか厳しい状況であるとの事でしたが、平成29年に質問をしてから、3年が経過し、昨年は台風被害、今年になってからは、新型コロナウイルス感染拡大と社会状況が大きく変わりました。改めて旧佐久間小学校エリア活用計画の進捗状況について伺います。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁致します。

1件目の町職員の労働環境についてお答え致します。

ご質問の1点目。現在の労働環境をどのように認識をしているのか。ご質問の2点目。今後、業務効率化をどの様に図っていくのかについてであります。関連がありますので、一括でお答えさせて頂きたいと思えます。

地方自治体の自治事務は、行政サービスの向上や効率化を図り、地方独自のサービスが展開できるように国と地方の役割分担を見直し、地方分権改革の流れが加速をしています。義務付け・枠付けの見直し、事務権限の移譲とともに、住民ニーズの多様化などにより、地方自治体の実施をしなければならない業務量が増加傾向にあるという状況は、議員ご指摘のとおりと認識しております。

一方で、地方自治体は、歳出削減、事務事業の見直し、民営化や指定管理者制度の導入等、厳しい財政状況を踏まえた財政運営に迫られており、適正な定員管理も例外ではございません。

本町も地域の実情に応じた適正な定員管理に着手し、平成8年度から5年ごとの鋸南町定員管理計画を作成し、定員目標を定めて参りました。その結果、平成20年度114名であった職員数は、令和2年7月1日現在は、県等からの災害応援職員を含めても106名に抑制されています。災害応援職員を除けば、鋸南町職員は、現在100名となりま

すので、現行の定員管理計画の目標値105名との差異は5名減となっています。

本町の労働環境の現状は、令和2年4月1日現在、県内の類似団体との比較において、著しく職員数が少ない傾向にあります。ただし、個々自治体の地理的な要因、産業構造、その他特殊要因などで必要業務量も増減しますので、単純比較はできない面もございます。

労働環境に関し、近隣自治体と比較を致しますと、令和元年度の歳出全体の職員給の占める割合は、本町の10.5%に対し、館山市が10.7%、南房総市が11.3%、鴨川市が13.7%という結果であります。年次休暇の平均取得状況を比較してみますと、本町の5日に対して、館山市が8日、南房総市が10日、鴨川市が6日という結果でございました。月の平均超過勤務時間の状況を比較してみますと、本町の12時間17分に対し、館山市が16時間55分、南房総市が9時間58分、鴨川市が8時間54分という結果でございました。それぞれの数値を比較しましても、近隣自治体に比べて、労働環境が著しく劣っているとは、判断できない現状でございます。

前段でも説明のとおり、地方自治体は、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが求められ、その業務量が加速的に増加している一方で、行財政改革の推進により、職員数の抑制も検討しなければならず、相反するともいえる課題の板ばさみに陥っているのが現状であります。

国は、人口減少、少子化により、労働力の絶対量が不足をし、人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要であるとし、AIやロボティクス等の先進技術を使いこなすスマート自治体への転換を早急に推進する必要があるとの方針を打ち出しております。

人材という経営資源が大きく制約されることを前提に考え、従来の半分の職員でも自治体が、本来、担うべき機能を発揮できる仕組みの検討が必要であるとも示しております。

今後、更なる人口減少、少子高齢化に向かう日本社会において、地方行政のあり方そのものが問われている重要な局面であることから、国の方針に習い、当面は、現定員管理計画の目標値105名を維持し、業務部門の平準化の推進、先端技術の導入を積極的に取り入れることで、地方行政サービス改革を推進し、人口縮減時代へ早期転換を目指すことが、地域の維持存続を目指す地方自治体の責務と考えております。

2件目の旧佐久間小学校エリアの活用計画の進捗状況についてお答えを致します。

旧佐久間小学校は、平成30年度に地方創生拠点整備交付金を活用し、一部をバーベキュー施設として改修し、利用者から好評を博しております。

また、隣接地にある老人福祉センター笑楽の湯では、エレベーターや貸し切り風呂など利用者の利便性が向上したことにより、今までと違ったニーズの方にもご利用いただいております。

佐久間地区の活性化を図るためには、この2施設を中心に佐久間ダムと連携して進めていくことが重要であります。旧佐久間小学校は、佐久間地区の祭礼、自衛隊空挺レンジャー訓練の宿营地、広域避難場所など、多様な利活用も想定していかなければならないわけでございます。加えて昨年の台風災害により、校舎棟が被災をし、解体工事を行って

更地となっており、災害前の条件と変わっている部分もございます。被災前に新たな試みとして、サウンディングという町有地などの有効活用に向けた検討に当たって、活用方法を民間事業者から広く意見・提案を求め、対話を通じて市場性等を把握する調査を実施予定でしたが、台風で施設が被災し、早急な施設復旧が困難な状況であったことから、実施することができませんでした。

また今年度は、個別部分にはなりますが、ホームページにて、旧佐久間小学校のプールの活用策を募集し、何件か問合せが来ていますが、具体的な提案まで至っておりません。今後も旧佐久間小学校エリアの立地や環境などに合致した地域活性化を進めていくため、様々な分野から提案や情報収集を行い、施設整備に活かしていけるよう取り組んで参ります。

昨年の台風災害や新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化も生じておりますが、環境変化による新たなニーズの把握までには至っておらず、どの様な施設が良いかは、まだ結論が出ておりませんが、都市交流施設周辺整備事業を最優先する中で、財政面や推進体制、地域での活性化の取組などの状況を考慮しながら、計画的に事業を進めていく必要がございます。施設の機能としては、多目的に活用を行え、地域活性化に寄与する施設であることが重要となりますが、今回の災害の教訓も生かし、地域の防災拠点としての機能を有した施設になるよう検討を進めて参ります。

以上で、鈴木辰也 議員の一般質問に対する答弁と致します。宜しくお願い致します。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員、再質問はありますか。

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

それでは、町職員の労働環境について質問致します。2016年から政府が取り組んでいる働き方改革の影響は多くの企業に広がっています。そしてそれが地方自治体も無関係ではありません。答弁では、令和元年度の歳出全体の職員給の占める割合、年次休暇の平均取得状況、月の平均超過勤務時間の状況を近隣自治体と比べて、労働環境が著しく劣っているとは判断できないとの事です。私は、鋸南町職員の労働環境が近隣自治体と比べてどうなのかという事よりも、職員1人1人の労働環境がどうなのかという事が重要ではないかなと考えています。

そこでまず残業状況については、月の平均超過勤務時間が12時間17分という事ですけれども、令和元年4月1日から2年3月31日までの1年間の残業状況は、課によって大きな差があるようですけれども、この点についてどの様な認識をお持ちでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

残業時間の課別の状況でございますが、令和元年の4月から今年の3月31日まで、月平均で申し上げますと、一番少ないところでは2時間程度、それから一番多い組織ですと21時間程という事で、課によって時間数に差異がございます。

また参考までに、大きな災害が無かった30年度で比較を致しますと、企業会計は除きますが、年間で全く時間外勤務をしなかった組織もありますし、多いところでは91時間ということで、すみません月ではなく年間でございますが、そういった差が生じております。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

はい。鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

私もいただいて調べた資料、令和元年の4月1日から去年の災害があった時の資料なのですが、課によってかなり差があるという事は、各課の業務量と人員配置、課の人数ですね、そこに関して適切な人数配置がされているのか、業務量によってもう少し、業務量の多い課に人数を回した方が良いのかどうか。その点については、いかがお考えでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい。総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

冒頭、町長の方から申し上げた時間外勤務時間、それから合せて有給休暇の取得日数等、各課で比較した場合にそれぞれ差があるという事で、こういった数値から判断しますと平準化が図られていない状況といえると思います。

毎年4月、定期異動という事で、こちらについて迎える年度につきまして、各課の特別な業務等、把握したうえでそれぞれ配置させて頂く事になりますけれど、限られた職員数の中での配置という事で、課によってはその事が十分ではないという事も想定されます。

また業種によっては、専門性が求められますので、特定の職員に業務が偏るという事もございますし、年度途中で退職される職員がいる、また或いは長期の特別休暇を取得する職員がいる場合には、当然、それ以外の職員に業務を分担させるという事で時間外の勤務が増えまして、有給休暇の取得が減るという事も想定されると思います。

そういった場合には、会計年度任用職員を補充するという事も考えられますし、極端に人員が減って、また業務量が増えるという様な事態があれば、過去にもありますが、年度途中で職員の異動をするという事も考えていかなければならないと思いますが、いずれにしても職員の労働環境の改善には常に注視していかなければならないと考えております。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

はい、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

今、課長の方から年度途中での退職者もあるとの事で、都合退職の数が、平成29年度が4人、30年度が1人、元年度が2人、2年度に8月末で3人と、退職理由は都合退職なので、いろいろ個人の方の事情があるとは思いますが、これだけ毎年、何人かの

人が途中で辞めるという事については、私は一般企業と違って公務員試験を受けて入ってくる人は、どちらかというと地域のために頑張りたいという思いで入ってくる人が多いと思うのですね。そういう中で毎年、年度途中で退職するという事は、何か労働環境が厳しいのか、個人の都合なのかそれは分かりませんが、その点に関してはどの様な認識をお持ちでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

中途退職の状況でございますが、鈴木議員がおっしゃておられるとおりで、退職の理由については、それぞれ個別の事情によるものでございます。確かな根拠はございませんが、官民を問わず以前に比べて終身雇用の意識というのは薄れておると思います。それから年度途中での転職という事も民間事業者を含めて増えているという傾向があると思われれます。

そして労働環境の改善という事がございましたが、これも役所の仕事として、以前は基礎的な事務をこなすという事がメインでございましたが、先ほど冒頭の町長答弁にもありましたとおり、地方分権、それからまた法令の遵守等ございまして、以前よりは高い水準の業務、成果も求められておりました、職員個々の対応能力であるとか、勿論、精神的な部分も高めていく必要があるとは思いますが。

そういった傾向があって、この中途退職の状況は、鋸南町に特化した現象ではなくて、近隣市にも聞く機会がございますが、状況は私どもの鋸南町と同様の傾向にあるのではないかなと思っております。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

平成30年の3月議会で、働き方改革の取り組みは、職員1人1人がまずは自分のためとの意識を持ってもらい、これが家族のため組織のためになり町民サービスの向上につながるという様な機運を醸成することが必要であると考えています。しかしながら職員個人の努力だけに頼るのではなく、具体的な方策や支援について管理職のマネジメントによる組織全体での対応も必要だと思っておりますと町長の答弁にあります。

今、管理職の方々は、色々と事務量も多く大変だとは思いますが、課の職員の1人1人の仕事量、仕事内容また仕事の進み具合等がある程度把握していただいているとは思いますが、このように管理職のマネジメントによる組織全体での対応という事に対してどのように取り組んでいるのかお伺いしたい。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

現行の組織体制を考えますと、我々課長、それから室長、管理職と言われている職員の

マネージメント、これは組織を円滑にまた効率的に運営するうえで、大変重要な役割だという事は認識しております。そのために役職に就く直前、或いは就任後に役職に応じた研修を受講するように努めております。また研修だけではなく、日々の自己研鑽と申し上げますか、自分の置かれている立場に応じて、また現下の働き方改革また職員の考え方等、つぶさに認識したうえで、人材の育成も含めまして、組織力を高めていくために、管理職が能力を高めていく事も必要であると思っております。具体的に管理をする制度としましては、人事評価制度という事を今、行っております。この中で当初の職員面談、それから期末の職員面談、場合によっては中間の面談も行います。こういった中で職員の業務の遂行状況であるとか、勿論、課題、悩み事についても聞き取りを行って、それぞれ対応を行っているところでございます。また日々、職員の業務について、観察をして業務が滞っているような状況については、個別、適切な指導監督を行って、場合によっては3者面談等を行ったうえで、職員の業務に対する進捗状況については是正するような形を図っていかねばならないと思っております。それぞれ管理職については、手法は異なるとは思いますが、私は、やはり職員とのコミュニケーション深めて、つぶさに状況を把握する事に努めているところでございます。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

宜しくお願ひしたいと思ひます。

今、仕事量が多くて人が足りない時は、会計年度任用職員で対応するという事がありました。今、現在、町では104人の方が会計年度任用職員として働いていただいております。ほぼ職員の人と同じ数の人がいるわけですが、それだけ業務の量も多いという事ではないかと思ひます。あとは行政職員でなければできない仕事を整理する事と民間委託できるものはできる限り民間の方に出していく、という様な考え方もあるかと思ひますけれども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

町長答弁にありましたとおり、行財政改革の一環として民間事業者への委託については、引き続き検討していくという事でございますので、現下の状況を考えますと、やはり職員が直接行う事務以外は、民間に委託していく必要があると考えております。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

具体的に検討して言う案件はありますか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

これまでは業務の改善というよりは、施設の運営等を指定管理者にという事を検討して参ったわけですが、これから将来的には、業務自体を、これも冒頭の答弁にありましたが、IT化、所謂、人工知能を使った形で、職員が行う事を更に効率化を高めるといった事が必要ではないかと思えます。この事によって職員の業務を低減できる、また重複した業務の合理化、その様な事も可能であると思えます。これから先は業務改善のため、効率化のための人工知能やITの活用について検討を進めていきたいと考えております。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

仕事の仕方の改革ということで考えますと、町の仕事としては、町民の方相手の仕事、それと庁舎内の自分の仕事仕方の改革。大きく分けてこの2点が考えられると思うのですが、庁舎内の方の改革については、IT化とか業務の効率化をするという事ですけれども、その前に根本的な問題として、業務の減量という事も考えられると思えます。

抱えている仕事の量を減らす。業務の委託も考えるというのも1つの方法かもしれませんが、優先順位の低い事務を止めるという決断、事務の廃止とか、それぞれの事務について、今までどおりやるのではなく、より簡素化して行えるような改革をしていく、そういった事について、積極的に取り組んでいただけたらと思えますけれども、その点にていてはいかがでしょう。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

業務の改善また効率化、また事業、業務の削減等については、一番詳しい職員は、担当している職員であります。その職員がそういった改善、効率化の意識を持っていないと前例踏襲という形で効率化が図れません。我々としては職員全体で効率化に向けた意識を高めていく、醸成したうえで新しい先進技術を取り組んでいく事を進めていきたいと思っております。高齢化が進んでおりますので、住民サービス、直接窓口等で、住民の皆さんにそういった技術を活用していただく事は、少し難しい面もございますので、でき得れば、内部の業務についてできるだけ自動化等を進めて、職員の負荷を軽減する方向性、それから効率化を図ってそれ以外の業務に傾注できるような組織にして参りたいと思っております。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

私は、今、鋸南町の役場の中の労働環境がどうなのかというのは、外から見ている部分で、実質は分かりませんが、兎にも角にも労働環境を整えるという事が、課長の答弁にあったように、職員一人一人の仕事に対する取り組みの意欲の向上につながっていくはずで、その結果として一番大きな役場の仕事の目的として住民サービスの向上、そこに尽きると思うのです。そこに向かって進んでいただきたいと思います。今現在は、新型コロナで社会常識がリセットされてしまって、新しい価値観が芽生えて、コロナ禍によって、今までの常識が全く通用しない状況が生まれています。ウィズコロナとかアフターコロナという言葉も言われていますが、様々な生活スタイル、働き方の見直しに至る所で求められているのは鋸南町だけではなく、全国の自治体でも迫られているところです。今まで必然と思っていた物や普通という様な社会常識がリセットされてしまった状況で、コロナ禍以前の状況には戻れないと考えて、日々の業務と取り組み方を役場全体で考えて、住民サービスの向上という目的のために、より良い労働環境の向上に取り組んでいただきたいと思います。

次に旧佐久間小学校エリアの活用計画の進捗状況について伺います。

平成29年度に廃校利用を核とした生涯活躍の町づくり実施計画策定業務を実施して、平成30年3月の議員全員協議会で報告がありました。計画策定の中では、佐久間小学校の活用、アイデアという事で旧佐久間小学校及び笑楽の湯を含めましたこの地域の活用アイデアプランが示されました。これは地方創生推進交付金事業で廃校を核とした生涯活躍の町づくり計画策定業務500万円で事業委託したものです。

答弁では、昨年台風被害や新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化も生じており、環境変化による新たなニーズの把握までには至っておらず、どのような施設が良いのかは、結論が出ていないという事ですけれども、廃校を核とした生涯活躍の町づくり実施計画策定業務活用アイデアプランが示されて、早2年も経過している状況です。旧佐久間小学校の活用にはいくつかの条件が、答弁の中で言われていますが、それはもう重々承知をしたうえで、この2年前と状況は変わっていないという事でしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

廃校利用を核とした生涯活躍の町づくり実施計画の策定業務に関しましては、議員がご説明いただいたとおりで、旧佐久間小学校の活用アイデアについて、その時には、事業計画案も示されております。

これは地元関係者、それから専門家の意見も集約されていたものでございまして、今般の都市交流施設の周辺整備事業の基本計画策定においても、コンサルに対して基礎資料として提示させていただき、参考資料とさせていただきます。旧佐久間小学校の計画策定についても同様の扱いとして、計画策定のための基礎資料となっていくと思われま。

それから策定してから2年ということで、この間、首都圏大学連携の域学連携鋸南プロジェクトの中でも、やはり佐久間小学校の利活用について、台風被害後も防災の拠点とし

て活用することが望まれるという提案をいただいております。2年間で過ぎまして、多目的の利用という事もございますが、防災機能を集約した施設の建設ということが、色々な会議等も含めてご意見としていただいております、その様な側面が強まっているのではないかと考えます。

ただ町長答弁にもありましたとおり、この防災拠点を防災センター的な建物として、多目的な利用ができないものを建てることについては、鋸南町の今の財政規模等を考えますと、平時も利活用できるような複合的な施設が望ましいのではないかとという考えも一面でございますので、その辺はこれから検討を深めていかなければならない事項ではないかと思っております

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

課長の答弁、町長答弁にもありますが、地域防災の防災拠点としての機能を有した施設、それで複合的に使える施設、それは外せないものと考えてるのであれば、旧佐久間小学校エリアの老人福祉センター笑楽の湯を含めたエリアの配置計画、ゾーニングというのでしょうか、29年度の実施計画策定業務の中でもアイデアとして、その時点でのゾーニング、配置図が一応は示されています。答弁の中で、個別部分でプールの活用策という事で募集したという事ですけれども、私は個別に活用の仕方を考えるのではなくて、そのエリアの全体的な計画を考えて、どこに配置したらいいのかという事を決めないと、部分的に進めていっても、後々、邪魔な施設になる可能性もあるわけですから、ゾーニング・配置計画については、早急に取り組んでいって欲しいと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

ゾーニングという事でございますが、その配置については、当然、計画を進める上で重要な事だと思います。一方、防災拠点という位置づけについては、機能、多くの方がご賛同いただけるのではないかと思います。一方の地域の活性化という事で申し上げますと、行政主導で整備をする事だけではなくて、地域の皆さんが、旧佐久間小を利活用して取り組みたい、また行ってみたい具体的な事柄・声が上がってきますと、当然、跡地の利用計画が定まってくる。地域の活性化の方法が定まってくるのではないかと。地域の方からのご意見も今後、伺っていく事も必要だと思っております。

また先ほど町長答弁の中で、サウンディング調査について中止をしたということでございますが、こちらも今年度、国土交通省と内閣府が主催する形で、合同でサウンディング調査をしますということで、これには事前登録させていただいております、民間事業者と対話によって利活用についてご提案を、また助言をいただこうと思っております。この様な地域それから外部からの意見等もいただく中で、ゾーニングという事になるかどうか

か、まだ先の話だと思いますが、多目的な利用機能と言いますか、定まってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

答弁の中で、都市交流施設周辺整備事業を最優先する中で、財政面や推進体制、地域での活性化の取り組みの状況を考慮しながら計画的に事業を進めていくということでしたが、都市交流施設を整備することに異を唱えるわけではありませんが、昨年の台風被害、今年に入ってからコロナ禍の影響で、今は平時の状況ではなくて、今ある意味非常時であるのではないかと考えます。また1つの考え方として、そのような時に計画どおりに最優先で都市交流施設周辺整備を進めていくのではなくて、都市交流施設については、まずは一番の課題の駐車場の整備をしたところで、一旦留め置いて、旧佐久間小学校エリア、特に町民の生命を守るための防災拠点の機能を有した施設の整備を行うという様な考えは、町の方には今のところ有るのか無いのか、いかがですか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○町長（白石治和）

確かに鈴木議員おっしゃるように、そういう考え方もあろうかと思いますが、将に今は国が経済と生活を守るというような話もございますので、我々のところも確かに重要な事だとは思いますが、今やらなければならないのではないかという判断をしています。

これは必ずコロナについては、いつかは終息をするか、いつかは対応できるような色々な治療薬等もでてくるわけでありますから、その時に我々のところが、もう少し経済的に広がりをつけていかなければならないだろうという思いもございまして、なお、南房総エリアには、道の駅はかなり数多くあるわけでありまして、恐らく先行した道の駅の施設は、もうかなりの年数が経っておりますので、何年か後には、改修工事を行って来られると思います。改修工事を行ってきたときに、我々の保田小学校と現在進めている幼稚園の道の駅は、改修工事によってお客様が減少になってしまう事は避けていかなければならないと思いますし、現在でもお客様の動向をみますと保田小学校の首都圏からの位置付けからいきますと、かなり車で移動される方には近い場所である。公共交通機関を使わずに自らの車であれば、自身の空間・自分の空間で移動できるという事もあると思います。

そういった意味で、現在でも土日祝日になれば、ほとんど満車の状況になっておりますので、そうであればコロナ禍の状況にあっても、なお整備を進めていかなければ、我々のところは、経済が広がっていかないだろうという考え方でございますので、確かに色々な課題はあると思いますが、卵が先かニワトリが先かの話でありますから、少しでも経済を、この地域に広げていきたいという考えでございまして、まずは保田小学校の方を優先させていただいて、その後にそれと並行して計画を作りながら、どういう形が良いかと模索をさせていただければと思います。

なお、佐久間小学校の周辺の活性化のために、色々な計画を作るのと、保田小学校はかなりの認知度も高まっていますから、コロナ以前には、年間では70万人の方が来訪されているという実績もございますから、その実績プラスアルファを先ほど言いましたが、それぞれ道の駅あるわけでありますから、それに対しての対抗できる、競争していける施設にしていかなければ、特色のある施設にしていかなければならないと思っておりますので、その辺をご理解していただきたいと思っております。

決して佐久間小学校の方の防災の拠点を疎かにするものではございませんので、なお我々にとってはですね、どっちがどうだという事はございませんが、今はその様な計画をしているということでございます。ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

町の考え方は良く分かりました。旧佐久間小学校エリアの整備をするのは、町長の言ったように保田小の都市交流施設の後になるかもしれないけれども、その計画自体は、2年経ってもどの様な施設が良いかという事に進んでいない事に対して、私は憤りを感じているところもあって、この様な補助金とか使えるお金あって、直ぐやりましようとなった時に手を挙げられて、施設の整備ができるような状況に、一日も早く鋸南町はして欲しいと思います。それには、やはり今並行して行っていくという町長の答弁もありましたので、旧佐久間小学校エリアの全体計画をしっかりと作っていけるような、保田小学校の施設整備が終わった時点で、次に直ぐにでも取り組めるような状況にしていいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか

○町長（白石治和）

いずれにしてもある程度、防災の拠点と、そして多目的にということであれば、難しい話ではございませんので、ある程度ゾーニングができれば、直ぐに手を挙げられるわけですから、その辺を我々もしっかりと検討をして参りたいと思っております。

以前の状況と全く状況が変わってしまっていますから、計画を作った時は佐久間小学校の校舎があったわけでありまして、あれが台風で被災するとは思っていませんし、体育館についても、被災をするとは思っていませんので、ある意味では解体していかなければならない状況もございましたから、ゼロに戻してどの様な形やっていくかという事は、検討させていただきたいと思っております。

○議長（青木悦子）

以上で、鈴木辰也議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。

再開は13時30分と致します。

………… 休憩・ 午前 11時55分 ………
………… 再開・ 午後 1時30分 ………

◎一般質問

◎2番 早川正也

○議長（青木悦子）

それでは休憩を解いて会議を再開します。

早川正也議員の質問を許します。

2番、早川正也議員。

【ベルが鳴る】

○2番（早川正也）

私からは、3件の質問を致します。

まず1点目。昨年の台風、豪雨災害で被災した町道の復旧状況について。

今年も台風のシーズンを迎え、復旧が未だに完了していない公共土木施設町道があり、被害が懸念される所です。そこで公共土木施設町道について2件質問します。

1件目。町道の復旧状況はどうか。

2件目。その後の豪雨災害で崩落している箇所があると思うが、今後の計画についてどうか。

質問の2点目。鳥獣被害の状況について。

昨年の災害以後、山林が荒廃し、サル、イノシシ、シカ、キョンなどの有害獣による被害が以前にも増して報告されています。これを放置すれば農業者は生産意欲を失い、農地の放棄につながると憂慮しています。また有害獣との衝突事故が確認されており、直接的な人的被害こそないものの、山間部では有害獣に寄生するダニやヒルなどによる被害が出ており、地元の住民はもとより観光客などへの被害が危惧されます。

そこで2件質問します。

1件目。災害以降、有害獣被害の件数や内容に変化はみられるか。

2件目。現状を踏まえ今後の対策を問う。

質問の3点目。都市交流施設周辺整備事業について。都市交流施設道の駅保田小学校に関する基本計画が示されました。先の6月議会では、計画に住民の意見の反映がされるよう意見を述べた所です。そこで2点質問をします。

1件目。示された基本計画は、従前示された事業区域より縮小されているが、その理由は。

2件目。地権者等との協議は終了しているか、また地区住民・町民への計画の周知説明が必要と考えるがどうか。

以上で、第1回目の質問とします。

○議長（青木悦子）

早川正也議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

早川正也議員の一般質問に答弁致します。

1 件目の昨年台風、豪雨災害で被災した町道の復旧状況についてお答え致します。

ご質問の1点目。町道の復旧状況はどうかであります。昨年の台風15号、19号及び10月25日の豪雨災害では、倒木や土砂の崩落などにより、多くの町道が寸断される被害が発生しました。

発災直後の道路上への軽微な土砂崩落等は、地域の方々のご尽力をいただき、啓開作業などにより復旧をしていただいたところではございますが、山間部等で発生した町道法面の崩落等については、公共土木災害復旧事業として国の災害査定を受けまして、復旧工事を行っているところであります。

現在の復旧状況についてであります。事業箇所13か所のうち、11箇所については、本年3月から順次工事を施工しております。そのうち大崩、小保田、市井原地区の3箇所については、現在、工事は完了し、支障なく通行できるようになっております。その他8箇所につきましても、早期復旧を目指して作業を進めているところではございますが、本年7月の梅雨時の長雨の影響と、工事施工に係る関係機関との調整に時間を費やしたことに加え、新型コロナウイルス感染症による物資の納入遅延、人員不足などの影響によりまして、工期の延長をさせていただいております。

当初、本年8月末には、全ての工事を完了する予定でございましたが、該当地域の皆様には、ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、年内には、全ての復旧工事を完了させる予定でありますので、ご理解をお願い致します。また残り2箇所の道路災害復旧工事については、入札を行いました。落札者がおらず入札不調となっており、今後の対応については、現在、県も含めた関係機関と協議を行っているところでございまして、現場は通行止めとはなっておりませんが、一日も早い工事着手に向けて対応したいと考えているところであります。

なお今回の復旧工事箇所の中には、過去に近接地が災害になったこともあり、再度、同様の災害を防ぐための排水施設の増設や、狭隘な道路における安全施設の設置など、公共土木災害復旧事業とは別に、町単独事業において実施し、今後の災害発生リスクの軽減をしたいと考えております。

ご質問の2点目のその後の豪雨災害で崩落している箇所があると思うが、今後の計画についてどうか、でございます。台風災害後の豪雨災害では、小保田区において2か所の町道崩落箇所が確認されております。2か所とも小保田区川籠線であり、1か所は従来からガードレールの設置要望がある場所で、梅雨の長雨により、路肩の一部が崩落しており、こちらは今年度に補修工事を実施することで考えております。

2か所目は、1か所目の現場から更に南側に向かったところになりますが、同様に路肩

の一部が崩落しております。規模が小規模であるため、現状では、崩落の原因となっている表面水の流入防止を目的として土嚢を設置して対策しているところがございます。復旧工事につきましては、来年度以降、検討させていただければと考えているところであります。

2か所とも、規模的に災害の適用外ですから、財源につきましては、町単独事業で対応することで考えております。また、近年では、突発的で予測が困難な局地的大雨もあることから、注意報及び警報級以外の大雨に対しても、巡回パトロールにおいて早期に被災した箇所を発見に努めていきたいと考えております。

2件目の鳥獣被害の状況についてお答えを致します。

ご質問の1点目。災害以降、有害獣被害の件数や内容に変化はみられるか、でございますが、有害鳥獣の被害については、例年2月頃に農家組合を通じて、農作物の被害状況を調査し、その結果を取りまとめ、6月に千葉県へ報告しております。

平成30年度の被害は103件、2887万円の被害となっており、令和元年度の被害は76件、1926万円の被害であり、比較すると被害金額は減少しておりますが、元年度は台風による農作物被害があり、その後も農作物を作付する農家が減少し、生産量が減少している事が要因と考えられることであります。

被害を鳥獣別にみると、平成30年度の鳥獣の被害で多いのは、イノシシが49%、シカ27%、サルが19%と約9割以上を占めております。また、令和元年度の鳥獣の被害でも多いのは、イノシシが46%、シカが35%、サル12%と、やはり被害の約9割以上を占めております。被害軽減のため、捕獲も進めておりますが、今年の捕獲状況は、前年同月の捕獲状況と比較すると7月末現在で、前年583頭に対し、今年は478頭と105頭減少している状況があります。

現場の声では、台風による倒木、山腹崩壊によって、獣道が変わった事で、生息場所や活動の場に変化が見られ、同じ箇所に罠を仕掛けても捕獲が難しいとの声が聴かれました。また新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施隊の駆除活動を見合わせている事も捕獲数の減少に繋がっていると考えられるところであります。

ご質問の2点目。現状を踏まえ今後の対策を問うについてであります。本町の有害鳥獣対策については、引き続き鋸南町有害鳥獣対策協議会へ委託をして、鳥獣の生息数の調整として捕獲を実施していきたいと考えているところであります。

近年の捕獲数は、平成30年度に過去最高を記録し、令和元年度も台風前までは、前年を上回る捕獲を記録しており、また鋸南町有害鳥獣対策協議会の活動は、県下でも優良事例と評価されております。

しかしながら年内の活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛しているところでありますが、役員会などを開催して今後の対応を検討する事になっていきます。

被害対策としては、これまで農地周辺に電気柵を設置するなどの対策をとっておりますが、近年では農地以外での出没が確認されております。特に民家周辺への出没による人的な被害対策について、農地を守る様に集落と山間部を隔離し、集落全体を守る様に物理

柵を設置する集落柵を推奨しております。この方法であれば、補助金を活用しつつ、民地を含めた集落全体を守る事が可能となります。

次にダニの被害ですが、マダニが媒介するウイルス感染症の主なものは、SFTS、重症熱性血小板減少症候群、日本紅斑熱があります。

これらを防ぐには、マダニに咬まれないようにすることが重要となるわけでありまして、マダニは、春から秋に多く発生が見られることから、発生時期に農作業やレジャーなどで、森林や草むら、藪などに入る場合には、肌を露出した服装を着用しないなど、十分な注意が必要となります。長袖・長ズボンを着用する、シャツの裾はズボンの中に、ズボンの裾は靴下や長靴の中に入れることや、足を完全に覆う靴を履くなどの対策が必要です。

千葉県内で、SFTSが発症した事例はありませんが、イノシシやシカに寄生するマダニを確認している事から注意が必要でございます。鋸南町有害鳥獣対策協議会は、平成29年度に、会員へマダニ及びヒルの注意喚起のパンフレットを送付して、山間部に入る場合の服装などを周知しております。

次にヤマビル対策についてであります。平成30年10月18日中央公民館において、鋸南町ヤマビル被害対策研修会を開催し、町内外から90名の方に参加して頂きました。その会議の中で、防除するには、草刈り、落ち葉拾い、集落周辺の消毒などの対策が効果的であるとの説明がございました。また太陽光にも弱い事から枝払いなど、所有者が山を管理する事も重要であり、この問題は集落全体、被害を受けている地域と町が連携して対応する事が重要であると認識しております。

3件目の都市交流施設周辺整備事業について、お答えを致します。

ご質問の1点目。示された基本計画は、従前示された事業区域より縮小されているが、その理由は、についてであります。

都市交流施設周辺整備事業基本計画は、道の駅保田小学校の更なる利便性や満足度を高めるべく、都市交流施設の隣接地にあり、閉校後、活用がされていなかった旧保田小学校プールと、平成30年度から空き公共施設となった旧鋸南幼稚園を中心に、周辺整備を進めるため、昨年10月、株式会社地域観光総合研究所に、基本計画策定業務を委託して検討を進めてまいりました。

今年になってからの新型コロナウイルス感染症などの影響により、残念ながらタウニングを断念せざるを得ないという状況ではありましたが、意見や課題を整理し、学びと遊びを創出する場を整備コンセプトに計画を策定し、8月21日に開催された議員全員協議会において、基本計画の概要を、ご報告をさせていただきました。

従前示された事業区域より縮小されているとのご指摘がございましたが、旧幼稚園北側の農地部分については、当初、事業計画区域として土地取得へ向けて検討してまいりました。しかしながら、活用方法を検討していく中で、農地法等の規制によりまして現在の活用方法では、町が取得することが難しく、整理すべき課題が多々あることが明らかになりました。隣接する都市交流施設で一番の課題となっている、駐車場の確保を早期に図るため、現在の計画地の範囲において事業を進め、北側農地部分の活用については、地権者と

の協議も含め、どのような方法がとれるか今後、検討して参ります。

ご質問の2点目の地権者等との協議は終了しているか、また地区住民・町民への計画の周知説明が必要と考えるがどうか、についてであります。都市交流施設周辺整備事業の着手にあたって、平成30年度に地権者へ意向確認を行いました。現在の計画地には、地権者7名がおり、ほとんどの方が、町のためになるなら協力します、という大変ありがたいご回答をいただいているところでございます。

今年4月に、地権者へ都市交流施設周辺整備事業の進捗状況について、個々に説明を行っており、土地の売却について以前と変わりなく、ご理解をいただいております。

今般の議員全員協議会に基本計画の概要を報告させていただき、9月定例会において、計画地にある、工作物、生産設備、立竹木などの物件補償費を計上させていただきましたので、予算が可決後、土地代や補償費を提示し、地権者との本協議を行って参ります。土地の取得面積が5千平方メートルを超えることから、議会の承認をお願いすることとなりますので、12月議会に向けて準備を進めて参ります。

また、この都市交流施設周辺整備事業は、大変、注目を受ける事業となつて参りますので、多くの方へ周知していくため、基本計画を、鋸南町ホームページにて公表し、町報きよなん10月号にて掲載する予定でございます。

それに併せまして、本庁、中央公民館、老人福祉センター、すこやかなの各公共施設にて閲覧できるよう、計画書を備えおき、10月末まで意見を募集し、いただいたご意見は、町の考え方と併せて、後日ホームページ等で公表するとともに、事業運営の参考にさせていただきます。今後行う実施設計において、周辺整備の詳細が決まり次第、計画地周辺の方々へ説明を行って参ります。

以上で、早川正也議員の一般質問に対する答弁と致します。宜しくお願い致します。

○議長（青木悦子）

早川正也議員、再質問はありますか。

はい、早川議員

○2番（早川正也）

それでは再質問させていただきます。

まず町道の復旧状況について再質問致します。町道2の205号線、通称、川籠線について、当初は原状復旧とお聞きしていましたが、それが条件となっていたと思いますが、町単独事業との組み合わせが可能になったのか質問します。

○建設水道課長（平嶋隆）

先ほど町長答弁にありましたように、過去に同様の災害があったところについて、今後の災害発生のリスクの軽減をするために、公共土木災害復旧工事と併せまして町単独事業で工事を実施する場所の一つとして、ご質問のありました2の205号線、川籠線を予定しております。

この場所は、平成25年度にも台風により道路が崩落を致しました。今回の被災要因については、前回施工した工事部分の近接部が、想定以上の道路排水量により崩落したものであります。

公共土木災害復旧は国の指導に基づきまして、お話にありましたように基本的には原状復旧であります。今回の被災現場では、度重なる災害によりまして道路利用者また近隣の農地の方へもご迷惑をかけている現状から、排水施設を増設しまして、再度、同様の災害の発生を抑制していきたいと考えております。なお今後の災害復旧工事におきましても、今回の様に同様の検討はしていきたいと考えております。以上です。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

早川議員。

○2番（早川正也）

今お答えいただいた過去に災害が発生した施設については、言われているとおり、今後も同じ場所で災害が懸念されます。減災防災を意識した設計施工をしていただきたいと思います。

2件目、町道3023号線、市井原区と横根区にまたがっている路線ですけれども、現在も昨年の被災状況が手つかずになっていると思いますが、今後の対応について伺います。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

町道3023号線は、市井原区の長狭街道の一本戸橋手前から、山あいに向かう町道であります。台風や大雨によりまして、道路に面した山林の斜面が崩落しまして、現状は、崩落した土砂や倒木が約30mに渡って道路上に堆積して、現在は通行止めとさせていただきます。

なおこの復旧事業についてであります。現場は土砂や倒木の堆積のみであり、道路施設自体に損壊等がないことから、公共土木災害復旧事業ではなく、道路保全事業として町が単独事業で工事を実施することになります。

復旧については、高い斜面からの崩落により、相当量の土砂や倒木を撤去することになり、復旧方法については、現在、検討をしているところであります。幸い近隣には人家はございませんが、崩落現場の奥には耕作地があることから、迂回路はあるものの、一部の皆様にはご迷惑をお掛けしてございまして、一日も早い解消に向けて、引き続き対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

早川議員。

○2番（早川正也）

3023号線ですが、あまり利用されない施設についても、いざ災害時には迂回路として使用されることがあります。少なくとも通行が可能な状況までには、復旧していただきたいと考えますのでお願いします。

続いて、昨年の台風災害を受けて、町道の管理について見直しをした点あれば教えてい

ただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

昨年の台風災害を受けてというご質問ですが、台風災害を受けまして、あらためて感じた事については、台風や豪雨時に備え、いかに平常時における各施設等の管理が重要と考えております。日常での巡回等により、山間部の道路及び河川、また山間部以外の道路側溝等の状態を確認して、事前に災害の発生が想定される場所を保全することで、災害発生のリスクの軽減はできるのではないかと考えます。

このほか町管理以外の県国管轄の県道国道においても定期的に注視し、各管理者と連携を図り、保全に努めていくことも重要と考えます。

また昨年の台風を経験し、復旧にあたり、地域の方々のご協力をいただいた事であります。発災直後には大小様々な災害が発生しまして、その解消には、町単独では成し得られなかった事でありまして、地域の方々のご協力に感謝しているところであります。なお昨年の台風後に幾多の大雨が想定される場合においても、災害防止にむけて積極的に、現在でもご協力をいただいているところであり、今後も、地域の方々との連携を密にして、災害に対応していきたいと考えます。以上です。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

早川議員。

○2番（早川正也）

昨年の12月の議会での答弁では、管理基準はないとのと答弁でしたが、職員が共有できるマニュアル等の準備をお願いできればと考えます。

続いて鳥獣被害についてお聞きします。ICTの活用を行っているが、その効果はどうかお聞きします。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

町有害獣対策協議会では、被害監視のためのセンサーカメラや遠隔監視システム、3Dネットワークカメラ、自動捕獲システムなどのICTを活用しております。平成27年度に導入を致しましたセンサーカメラについては、水仙の食害の対象獣の特定などに大変大きな効果がありました。その他のシステムについては、現在、その効果を先ずは見極めるという状況ではございますけれども、今後も捕獲の省力化を図るためにも、新しい技術の情報収集導入を検討して参りたいと考えております。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

早川議員。

○2番（早川正也）

今、鳥獣被害の問題は、全国に広がっています。最新技術は、日々、進化していると思いますので、情報の収集は、常に行うなどしていただきたいと思います。最新の技術を持った業者は、行政への協力は常に考えていると思いますので、宜しくお願いします。

2件目、近隣市との連携についてお聞きしたいと思います。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

近隣市との連携という事になりますと、実施隊による一斉捕獲活動時での協力が大きいと思います。一斉捕獲活動時に限り、南房総市の一部地域を含む範囲で捕獲の許可を得てございます。富津市側につきましては、現在、富津市また君津の地域振興事務所、そちらの方と協議をしている段階でございまして、早ければ来年からそちらの地域にも若干、入れるようになろうかと考えております。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

早川議員。

○2番（早川正也）

有害鳥獣には、市町の境はありません。常に効率的な駆除のためにも近隣市との連携、住民の意識と情報共有が必要だと思っておりますので、宜しくお願いします。

次にヤマビル、マダニの被害の対策などで広報などは行うのかどうか質問します。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

先ほどの町長の答弁にもありましたが、過去に研修会等、開催しておりまして、資料的にはそろっておりますので、今後、町のホームページ等を通じて広報を行って参りたいと考えております。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

はい、早川議員。

○2番（早川正也）

ヤマビル、マダニの恐怖は、町長の答弁で分かるかと思えます。地域住民はもとより観光客への周知は、観光振興にとっても重要と考えますので、宜しくお願いします。

またマダニ等に噛まれた時の町内の病院での対応について質問します。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

マダニ等に噛まれた場合は、無理に引き抜こうとせずに、専門の病院等で処置をしてもらうという事が必要という事になっております。町内では、鋸南病院に確認しましたとこ

ろ、外科の先生がおりますので、そちらの方で対応が可能であると伺っております。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

はい、早川議員。

○2番（早川正也）

マダニ等に噛まれた時は、早期の対応が必要だと思います。どこで対応してくれるかを明確にしておく必要があると思いますので、宜しく申し上げます。

次に都市交流施設周辺整備事業について質問します。今回、株式会社地域観光総合研究所より出された計画では、旧幼稚園北側の体験型の農地が記載されています。しかし町長の答弁では、農地法等により今回の計画が変わったとの事です。内容が変わった基本計画の策定には、少々疑問を持つところですが、どうかお答え下さい。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

事業の計画縮小についてお答えしたいと思います。今回お示しをしました基本計画は、令和5年度のオープンに向けての整備計画、スケジュールでございます。農業体験などの機能につきましては、土地利用の方法や手続きなどを検討した上で、引き続き導入に向けて努めて参りたいという方針でございます。

それから基本計画の本文に農業体験機能の具体的な記述はしておりません。しかしながらパースや概要図には、農業体験を連想させるような配置、また写真等の掲載があります。これについては、閲覧に向けて誤解を招く可能性がございますので、今後検討を進めるなどという表記を付け加えて、公表をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

はい、早川議員。

○2番（早川正也）

今、答弁がありました8月21日に議員全員協議会での説明資料に先ほどの計画の図が添付されていたと思います。その内容を訂正して公表するという事でよろしいですか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

写真また配置図の一部に、今後検討を進めるという様な標記をさせていただく事で、誤解を招かない様にしていきたいと考えているところでございます。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

はい、早川議員。

○2番（早川正也）

閲覧、公表に関しては、住民、関係者の誤解のない様にさせていただきたいと思います。また都市交流施設整備事業は、今後の鋸南町の観光、産業等に大きくかかわって参ります。十分な協議をもって事業の継続をしていただき、要望として終わります。

○議長（青木悦子）

以上で、早川正也議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。

再開は14時40分とします。

…………… 休憩・ 午後 2時28分 ……………
…………… 再開・ 午後 2時40分 ……………

◎一般質問

◎1番 笹生あすか

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

笹生あすか議員の質問を許します。

1番 笹生あすか議員。

【ベルが鳴る】

○1番（笹生あすか）

新型コロナウイルス感染症対策について、防災対策についての2件の質問をします。

1件目、新型コロナウイルス感染症対策についてです。今もなお新規感染者が増えており、感染者ゼロだった近隣自治体でも感染が確認されています。この夏は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、各地で海水浴場が不開設となりました。しかし、多くの方が海を訪れ、海での事故やトラブルの報道、地域住民からの相談も多いと聞きます。

また新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、感染された方やそのご家族、医療、福祉関係に従事されている方々やそのご家族、外国出身者、県外ナンバー車などに対する差別、偏見などが社会問題になっています。そんな中、人権への配慮について国や各自治体で宣言や条例制定の動きが広がっています。

そこで、3点質問します。1、新型コロナウイルスの陽性反応が出て、軽症で自宅療養する場合、どのような支援を考えているか。2、今夏、当町海岸の状況は。また実施した安全対策はあるか。3、新型コロナウイルスに関する人権侵害を防ぐ宣言や条例制定をする考えはあるか。

2件目は、防災対策についてです。

昨年の台風災害から1年が経ち、修理が完了した建物や、解体による更地が増えてきま

した。しかし、まだブルーシートが掛かっている建物も多く、お話を伺うと屋根はどうか修理してもらえたけれど、壁や室内はまだ業者を待っているなど、修理を待つ方も多くおられます。

今年も各地で自然災害が発生し、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を予防しながらの避難生活や復旧作業が続けられています。昨年の被災経験を教訓に、災害に強いまちづくりの取り組みを進めることが重要だと考えます。

そこで、3点質問します。1、台風等による被害家屋の復興の進捗状況はどうか。2、避難所の確保の進捗状況はどうか。3、在宅避難の体制強化をするため、耐震補強やガラス飛散防止フィルムなどの費用助成が必要と考えるがどうか。

以上で1回目の質問は終わります。

○議長（青木悦子）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁をお願いします。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁を致します。

1件目の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えを致します。

ご質問の1点目。新型コロナウイルスの陽性反応が出て、軽症で自宅療養する場合、どのような支援を考えているか、についてであります。新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た方への対応は、全般的に県が対応しており、重症、中等症等、症状の有る方は、病院への入院、または軽症者や無症状病原体保有者は、ホテルを借り受けて、隔離措置を講じ、支援を行っているところでございます。

千葉県において、確保している病床数及びホテルの部屋数は、今現在も、大分、余裕があり、このことから現状では、自宅療養者はいない状況であります。

軽症者や無症状病原体保有者が多数になり、借り受けたホテルの部屋が満室となった場合は、自宅療養の措置が行われる可能性があり、その際、基本的には、当該者を隔離のうえ、保育所から感染対策の指導を受けた家族、または親類の方が、当該者の世話をすることとされております。

なお事情によっては、家族または親類の方が、世話をを行うことができない状況もありますので、保健所等から町に支援の要請があった際は、感染対策の指導を受けた保健所との連携のもと支援を行って参りますが、具体的な支援と致しましては、食事の提供やゴミ出しなどを想定しております。

ご質問の2点目。今夏、当町海岸の状況は、また実施した安全対策はあるかについてでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、今年度の海水浴場の開設については、県内全ての海水浴場で開設がされませんでした。

しかしながら、開設していなくとも海辺を訪れる方は大勢いること、水難事故や危険行為等が多発することが危惧されることから、安全対策として、海岸を管理する千葉県が、7月18日から8月23日の期間で警備員を配置しての海岸の巡回や注意喚起を図り、

町では、土曜、日曜、祭日と、警察官OBをお願いしての巡回と、そして海浜利用のルールを記したチラシを使っての注意喚起、防災行政無線を通じての遊泳自粛の呼びかけのほか、県と町での看板設置による海水浴場不開設の周知等を行ったところであります。

従来通り海水浴場が開設されれば、安心・安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例によりブイを設置し、遊泳者と水上バイク等のマリンスポーツ利用者との区域分けが、そしてまた、バーベキュー禁止等の規制が掛けられますが、今年度は、不開設により条例の規制がかけられない状況となったことで、多くのバーベキュー利用とそれに伴うごみの投棄が多く見られました。

加えて規制はしたものの悪質な路上駐車等のマナー違反により、近隣住民に迷惑が及んだケースもございました。

また例年開設している海水浴場においては、大きな事故等はありませんでしたが、8月15日に、従来、海水浴場として開設をしていない下佐久間地先の磯場に海水浴目的で訪れていた7人組のグループのうち1名が心肺停止状態で発見され、病院に搬送されるも死亡が確認された事故がございました。

海水浴場については、今年度はイレギュラーな形となりましたが、次年度以降、開設となった際は、以前と同様に、安心・安全な海水浴場の確保に取り組んでいきたいと考えております。

ご質問の3点目。新型コロナウイルスに関する人権侵害を防ぐ宣言や条例制定をする考えはあるかについてでございますが、安房地域における新型コロナウイルス感染症の感染者は、4月に南房総市で1名が確認されたものの、それ以降、全国で感染が拡大する中でも感染者は確認されておりました。

しかし8月になって、安房3市、北側に接する富津市など、近隣市で感染が確認されました。全国各地では、感染者やその家族、さらには献身的な努力を重ねる医療従事者や介護従事者に対する差別やSNSでの誹謗中傷、外来者に対するいやがらせなど、恐怖心や不安感に起因する、許されざる行為が多数報告されております。

これらの行為が行われると、感染が疑われる症状が出て、検査の受診や保健所への正確な情報提供をためらうなど、感染拡大の防止に支障が出る原因ともなります。許されざるものはウイルスであり、感染者には回復を願い、自らも感染の可能性があることを正しく理解したうえで予防に努め、ウイルスと闘わなければなりません。

松戸市やいすみ市では、人権を尊重する宣言を発し、法務省を初め、多くの地方自治体では、人権への配慮を促す記事やメッセージをホームページに掲載するなど、啓発に努めています。

幸い本町では、感染者は報告されておらず、町民に対する差別や偏見、誹謗中傷といった事例も報告されておませんが、感染者が安心して治療に専念できる環境をつくるためにも、まずはホームページや町報に、人権に配慮を促す記事を掲載し啓発に努めて参ります。町民の皆様には、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いして参ります。

2件目の防災対策についてお答え致します。

ご質問の1点目。台風等による被害家屋の復興の進捗状況はどうか、についてですが、住宅修理支援は、修繕後にその住宅で生活を継続することを前提に支援を行っております。

従って解体や、みなし仮設賃貸住宅に入居される世帯につきましては、支援の対象外となっております。また一部損壊家屋の修繕費用が20万円以下の家屋が対象外となっております。この住宅修理支援の推計値は、本年6月から7月にかけて、未申請の全ての世帯に電話調査を実施して意向確認を行った結果でございます。一部連絡が取れない世帯もございましたが、86%の方からご回答をいただき、半壊以上の家屋で204件、一部損壊では1434件の修繕支援が必要と捉えております。引き続き意向調査は行って参ります。

進捗状況であります。8月末時点で住宅支援の申請の件数は、半壊以上の家屋で171件、83.8%。一部損壊家屋734件で51.2%の申請率となっております。ただし修繕を全て完了させての実績報告では、半壊以上が60.3%。一部損壊では33.1%で、現場での復旧が順調に進んでいる状況とは言えません。

これは、見積書が提出されますと申請が可能となりますが、その後の工事着工までに時間を要することに起因しております。

なお、見積書が得られない被災者に対しましては、年内を目途に見積書を添付せずに、仮申請をして頂き、補助金を受ける意思確認を行い、最終的に補助金を受けられる様にするためでございます。

また町内外建築業者28社に対しても、同様に仮申請の制度周知に協力いただきますよう依頼を行ったところでございます。併せて一般社団法人全国木造建設事業協会千葉県協会による見積書の作成、建築事業者の紹介など、被災者の住家が一日でも早く復興できるよう支援を行って参ります。

ご質問の2点目。避難所の確保の進捗状況はどうかについてでございますが、令和2年6月の定例議会において、大塚議員から同様の内容の一般質問がございましたので、今回の答弁は、その時点修正の内容となりますことをご理解願います。

町が指定する避難所9か所のうち昨年度の台風災害により、大きな被害を受けた避難施設は、道の駅保田小学校、鋸南中学校、海洋センター、旧佐久間小学校の4か所となります。

各施設の復旧状況ですが、直売所スペースの外壁等が被災した道の駅保田小学校は、4月20日に工事が終了し、復旧を完了しております。

体育館の屋根部分が被災した鋸南中学校においては、天候が影響し工事完了が1ヶ月程度遅れておりましたが、8月末に工事完了致しました。

アリーナの屋根及び、高窓部分が被災した海洋センターであります。台風関係の修繕は、8月末に工事完了しております。引き続き長寿命化の修繕も実施することから、避難所としての利用は、当初予定から1ヶ月早まり、10月頃を予定しております。

次に旧佐久間小学校であります。昨年の台風の被害により校舎を解体し、体育館もブルーシート等の資材保管場所に利用していることから、笑楽の湯を引き続き、代替施設と

して活用する方針に変更はありません。

このような状況と新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、町が開放する指定避難所だけでは、十分とは言えない状況にあり、在宅やご近所などへの避難行動を呼びかけるほか、地区集会施設の開放について、各区への要請を実施しました。その結果、15地区が開設する意向を示していただいております。

自然災害の種類により、必ずしも全ての施設が開設できるとは限りませんが、地区の集会場を避難所として開設していただく際には、町も独自に保有する感染症対策の資機材などの貸出しを行うなど、地区集会場の避難所としての環境整備に支援を行う考えでございます。

ご質問の3点目。在宅避難の体制強化をするため、耐震補強やガラス飛散防止フィルムなどの費用助成が必要と考えるがどうか、についてであります。住宅の耐震補強については、倒壊等の危険性が高い木造住宅の耐震性の向上を図る目的で、個人住宅を対象に耐震補強以前に必要となる、耐震診断を行う鋸南町木造住宅耐震診断補助事業を耐震事業の補助制度として周知しております。

耐震補強工事については、住宅の耐震診断を行い、耐震性能が劣ると判断された場合に耐震補強設計を行い、工事を実施するもので、対象住宅は旧耐震基準である昭和56年以前の建物であることから、古い住宅に対し多額の費用を掛けることになるため、耐震事業に対する住民の方々のニーズは低い状況であり、制度開始から申請の実績はございません。

住宅の新築及び建替えを行う場合は、鋸南町住宅取得奨励金制度がございます。この制度については、条件により最大100万円の補助を受けることができ、旧耐震基準の住宅にお住まいの方が、住宅の改修を検討した場合に、敢えて耐震事業は行わず、既存の住宅を取り壊し、新規に建て替えを行っている状況であり、例年多くの町民の方々が活用され、特に昨年の台風災害後の住宅再建のため、問い合わせ等も多い状況でございます。

議員ご指摘のとおり、耐震補強事業の助成も重要と考えますが、現在の傾向としては、鋸南町住宅取得奨励金制度の活用による建替え事業が、今後、更に増加すると考えます。

なお町内には旧耐震基準の住宅も多数あり、耐震事業を選択される方も想定されることから、耐震診断補助事業制度の周知は、引き続き実施して参ります。

次にガラス飛散防止フィルムの費用助成についてであります。ガラス飛散防止フィルムは、台風などの強風で、また大地震で窓が割れた際に、ガラスが飛び散る際の怪我の防止や、割れたガラスで避難経路の遮断を防ぐため、有効的な手段と考えます。

現在、ガラス飛散防止フィルム施工に特出した費用助成はございませんが、平成30年度より、町民の方々の生活環境の向上及び定住の促進を目的として、鋸南町住宅リフォーム補助制度を実施しており、既存住宅の機能維持、機能向上のために行う改修、修繕等に補助をしております。ガラス飛散防止フィルム施工についても、住宅の機能向上に資すると考えますので、安全かつ適正な施工の観点から、フィルムの施工については、専門業者により施工する場合は、今後、鋸南町住宅リフォーム補助制度の補助対象として、検討して参ります。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁と致します。宜しくお願い致します。

○議長（青木悦子）

笹生あすか議員、再質問ありますか。

笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

それでは再質問します。1件目の2点目になりますが、今夏、町に届いた海岸に関する問合せや相談、苦情や要望などは、どのようなものがありましたか。新型コロナ下で今までとは違う、特別な事はありましたか？

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

苦情等については、先ほどの町長答弁でありましたように、駐車違反の事であったり、ゴミの問題、バーベキューの問題等で、例年の開設されている夏と同様の苦情はございました。コロナでというような、その様な観点からの苦情は、特にはなかったと考えております。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

海水浴場不開設の場合でもライフセーバーを配置すべきではないかとの声もありました。町でその検討をされましたか。

○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

今夏の夏の海水浴場の開設につきましては、このコロナの影響もございまして、慎重に判断をしていく中で、当然、監視する側のリスク等も考慮しまして、ライフセービングを運営している会社とも協議を重ねてまいりました。ライフセービングの中核を担っているのが大学のライフセービングクラブというものがございまして、そちらの大学生に依存している部分が非常に多ございました。その中で大学側もこのコロナの影響で、大学自体がお休みになっている、またクラブ活動も中止をしているという状況の中で、ライフセービング活動に従事する事、これについては困難であるという事で伺っておりまして、この様な回答を得まして、運営会社側でも今年の夏の事業受託はできないとのことで連絡がございましたので、その結果、県内全て同様の理由等によりまして、開設できなかったものと認識しております。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

おっしゃられるとおり大学が休学している中で、ライフセーバーの確保という事は、すごく難しい事が分かりました。海岸のトラブルは、鋸南町だけではなくて、各地で同様な問題があると聞いています。特に近隣市とこの問題について、協議することはありますか。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

夏の観光の安全を図るために、毎年、千葉県そして近隣の市町村、安房3市1町そして警察、海上保安庁など関係部局で対策本部を立ち上げております。

今年は、県内全てで海水浴場は不開設でしたが、全ての地域で同様に対策本部を立ち上げて協議を行っておりますので、そちらの対策本部に、この夏の状況の結果報告を上げることになっておりますので、そちらの結果報告を上げた中で、情報共有等はなされていくと考えております。それによって今後の対策も検討されると考えております。

○議長（青木悦子）

はい、再質問はありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

対策本部が毎年あって、今年はコロナで、また一寸、特別な夏になったと思います。この夏の経験を、先ほど課長もおっしゃいましたけれど、結果報告から経験を皆さんで協議していただいて、今後活かして欲しいと思います。

1件目の3点目。人権への配慮についてですが、町長の答弁で、是非、ホームページとか町報に記事を記載していただいて、啓発していただければと思います。

2件目の質問の1点目から。町内では、かなり解体が進んでいる印象ですが、分かる範囲で構いませんが、何軒ぐらい解体されていますか

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

昨日までに公費解体等を使って更地となっていることを確認した世帯は、76世帯でございます。これは滅失登記がされているものもありますし、まだ未登記のものも含まれての数値でございます。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

解体して、更地にして町外に転居された方はどのぐらいいるか分かりますか。こちらも分かる範囲で構いません。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

ただ今申し上げた76世帯のうち、新たに町外へ住居は用意されて転出されたと思われる世帯は8世帯でございます。

また違った観点から申し上げますが、更地となった76世帯のうち、みなし仮設住宅をご利用されている方は27世帯でございます。このうち6世帯の方は住民票を町外へ移しております。

町外にみなし住宅をご利用になって移っていらっしゃる方につきましては、当然、2年間、期間がございますので、その間で今後のお住まいを決められることになると思いますので、そのまま町外に移って住居を求めるのか、また町内に戻られて、新しい住居を求めるのかという事は、まだ把握はしておりませんし、それぞれの被災者の方が、ご検討をされているのだと思っております。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

台風被害によって、鋸南町だけではないと思うのですが、鋸南町の人口が減少してしまっていると感じます。コロナ禍で働き方が見直されて、都心部から地方でも働けると見直されてきていて、地方にとっては移住者を受け入れられるチャンスだとも言われています。町に人口が増えるような復興計画を検討して欲しいと思います。

2件目の2点目から。福祉避難所の開設準備はどうなっていますか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

現在、町では福祉避難所と致しまして、1ヶ所協定を締結しているところでございまして、更なる福祉避難所の開設を行っていただけるような介護事業所に働きかけているところでございます。以上です。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

鋸南町は高齢の方とか障害のある方も多いと思います。ですから福祉避難所1ヶ所だけでは、入れる方が限られてしまうと思うので、更なる働きかけという事だったので、提携が増えるように期待しています。

医療的ケアが必要な方の避難入院というのは、基本的にかかり付け医が対応するものと思いますが、今はこのコロナ禍で、本来、かかり付け医である近隣病院の入院の新規の受け入れが難しいという現状があります。また震災ですと遠くまで移動できないとう

いことも想定できます。そのことから地域の病院である鋸南病院の協力が重要だと考えますが、どうですか。

○議長（青木悦子）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

まず震災において、鋸南病院に関しましては、外来・入院に関して基本、受け入れる体制だとお聞きしているところでございます。なお重篤な症状の方もおられます。その方におかれましては、鋸南病院で対応ができない可能性もございます。その場合には、災害の拠点病院であります、安房地域医療センターまた亀田総合病院等に移送するような形で対応させていただくような事で考えておるところでございます。以上です。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

今の答弁で大変安心致しました。実際にかかり付け医の方で受け入れてもらえなくて、どうしたらいいのだろうという声が届いていたので、鋸南病院の方で緊急時、対応してもらえるとこの事が町民の方に伝われば安心できるかなと思いました。

続いてペット同行避難について、昨年12月議会で質問しました。その時に答弁で、ペット連れの避難者は、別途避難場所を指定する対策も必要であったと思われましてありました。現在、ペット同行避難が可能な避難所の開設は考えていますか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

昨年12月の定例会におきましてご質問を受けました。その中で避難場所を指定するなどの対策が必要であったという事をお答えしたところでございます。その際、笹生あすか議員からは、ペットと同行避難ができる避難所の設置に関しご要望がございました。

しかしながら現状では、ペット同行の避難場所の指定は行っておりません。被災した避難場所もあり、また新型コロナウイルスの感染対策も踏まえ、避難者に影響のない半屋外のスペースで収容するなど、臨機に対応を行うこととなると思います。ペット同行の避難所の指定の有無につきまして、引き続き今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

現状としてやはり避難所が去年被災して、今年もコロナで収容人数が限られてしまうという事で、ペット同行非難所というのは、ハードルが高いと思いますが、先日、館山市の災害の意見交換会があって参加してきましたのですが、その時に昨年の台風19号の時に、

犬と猫なのですが、2匹避難して、避難所の中で同行避難ができたという話がありまして、その時は国のガイドラインとはまた一寸違いまして、屋根のあるところにゲージを置いて、そこで犬猫を避難者とは別の場所に、屋根のある所にとりあえずゲージで避難させて、人間は別の場所に避難するという事もあったので、鋸南町は、去年、臨機応変に対応してくださった時に、その様なパターンもあったので、今後もガイドラインに則ったものは、ハードルが高いと思うので、一寸、前向きに町独自に、何かペットがとりあえず、雨風しのげる場所があるという様な避難所も考えていただければと思いました。

2件目の3点目での、ガラスの飛散防止フィルムの件に関しましては、前向きな答弁をいただきました。自然災害は増えています。できるだけ早く活用できるようにして欲しいです。以上です。

○議長（青木悦子）

以上で、笹生あすか議員の質問を終了します。

笹生あすか議員は、議席にお戻りください。

◎散会の宣言

上着の着用をお願いします。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了致しました。

明日9月9日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会致します。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 3 時 1 2 分 ……………

令和2年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和2年9月9日 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 発議案第1号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 専決処分承認を求めることについて（令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について） |
| 日程第3 | 議案第2号 | 鋸南町議会議員及び鋸南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第3号 | 鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 特定事業に係る契約の締結について（第2期君津地域広域廃棄物処理事業） |
| 日程第6 | 議案第5号 | 財産の取得について（GIGAスクール関連備品一式） |
| 日程第7 | 議案第6号 | 指定管理者の指定について（鋸南町都市交流施設） |
| 日程第8 | 議案第7号 | 鋸南町監査委員の選任について |
| 日程第9 | 議案第8号 | 令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第10 | 議案第9号 | 令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 令和元年度決算認定について |
1. 令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
 2. 令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 3. 令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 4. 令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

- 日程第14 議案第13号 令和元年度決算認定について
 1. 令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
 2. 令和元年度鋸南町水道事業会計決算
- 日程第15 報告第1号 令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
- 日程第16 報告第2号 令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）
- 日程第17 報告第3号 令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）

本日の会議に付した事件
 議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	笹生あすか	議員	2番	早川正也	議員
3番	竹田和明	議員	4番	大塚昇	議員
5番	青木悦子	議員	6番	笹生久男	議員
7番	渡邊信廣	議員	8番	小藤田一幸	議員
9番	鈴木辰也	議員	11番	笹生正己	議員
12番	平島孝一郎	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石治和	副町長	内田正司
教育長	富永安男	総務企画課長	平野幸男
税務住民課長	加藤芳博	保健福祉課長	杉田和信
地域振興課長	飯田浩	教育課長	福原規生
建設水道課長	平嶋隆	会計管理者	寺本幸弘
総務管理室長	安田隆博	監査委員	柴本健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長 笹生 矩義

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。
議員各位にはご苦労さまです。
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。
ただいまの出席議員は11名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
暑いと思う方は、上着を脱いでいただいても結構です。

◎議事日程の報告

○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第1。発議案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案についてを議題と致します。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者 笹生正己議員。

[11番 笹生正己 登壇]

○11番（笹生正己）

発議案第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案については、私の他5名の議会運営委員会委員の賛成を得ましたので、提出致しました。意見書案の朗読をもって主旨説明と致します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、

雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。意見書は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生大臣に提出を予定しております。

議員各位のご理解ご賛同をお願い致しまして、趣旨説明を終わります。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第2。議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第3号についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明致します。

専決処分のご承認をお願いするのは、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第3号についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、いまなお全国各地で感染者が確認され、町においても、継続的に感染予防対策を講じているところでございますが、感染拡大防止対策及び家計への支援のため、早期に予算措置を行う必要があったことから、去る7月20日に専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものであります。

1点目は、災害時における避難所の感染症対策についてであります。台風のシーズンを迎えるにあたり、風水害に際し、避難所の開設が見込まれるところですが、集団感染の恐れがある避難所について、3密を避け、感染防止を図るため、新たに避難所備品等の購入費用を予算計上致しました。

2点目は、既に予算議決をいただきました1人一律10万円を給付する特別定額給付金について、8月20日を申請の期限として給付を行っておりましたが、歳出予算に不足を生じたことから増額補正を行ったものです。

歳出から説明をさせていただきます。7頁をお願い致します。

2款総務費、1項、9目特別定額給付金給付費、18節特別定額給付金190万円は、1人10万円の給付金について、住民基本台帳の登録者数もって予算計上を行ったところですが、配偶者と生計を別にしていない方で住民票を移していない方など、19名分の不足を生じたので、増額補正を行ったものであります。なお、単身世帯でお亡くなりになり、受給資格を要しない方は差し引いております。

次に8款消防費、1項、2目消防施設費1597万1千円は、災害時における災害対策本部及び避難所等における集団感染予防のため消耗品及び備品購入費用であります。

10節消耗品費834万3千円の主なものは、発熱症状のある方の専用スペースを確

保するための簡易テント、避難者の密接を避けるための間仕切り、災害用ベッド、換気や熱中症対策のための扇風機でございます。

次に17節避難所等感染対策用備品762万8千円の主なものは、災害用トイレ、自動非接触型体温計、可搬蓄電池、発電機、デジタル簡易無線機であります。

6頁をお願い致します。歳入であります、歳出でご説明致しました両事業は、費用の全額が国庫補助金の対象となることから、15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金にて、それぞれ事業費に対する補助金を計上致しました。なお新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、鋸南町への第1次及び第2次の交付限度額の合計、3億2808万8千円に対し、対象事業の総額が超過していることから、比例配分により不足分107万1千円を、19款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金により補填したもので、今補正後の基金残高は5億7368万1千円となる見込みでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第3。議案第2号、鋸南町議会議員及び鋸南町長の選挙における選挙運動の公費負

担に関する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男）

議案第2号、鋸南町議会議員及び鋸南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、ご説明を致します。

令和2年6月12日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律において、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員においても供託金制度を導入する等の改正がなされました。公職選挙法の改正に基づき、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。それでは、各条文の概要について申し上げます。

本条例は、13の条で構成しております。第1条は、趣旨規定であります。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担の規定であります。改正公職選挙法第141条第8項において、地方公共団体の議会の議員または長の選挙について、自動車の使用を無料とすることができる旨の規定が追加されたことから、本条から第5条まで、選挙運動用自動車の使用に関し定めるものであります。1日、6万4500円を限度に、選挙の日数を乗じて、選挙運動用自動車を無料で使用することができる旨の規定であります。ただし書きでは、候補者の得点数により供託物を没収されない場合に限る旨を規定しております。

第3条は、契約締結の届出。第4条は、公費負担額及び支払。第5条は、契約の指定について規定しています。

次に第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する規定であります。改正公職選挙法第142条第1項において、頒布することのできる文書図画として、議会の議員の選挙において選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ、1600枚が新たに追加されました。また同条第11項において、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について、選挙運動用のビラの作成を無料とすることができる旨の規定が追加されたことから、本条において定めるものであります。なお後段において、選挙運動用自動車と同様に、供託物を没収されない場合に限る旨を規定しております。以降、第8条まで選挙運動用ビラの作成に関し、定めるものであります。

第7条は、契約締結の届出。第8条は、公費負担額及び支払について規定しています。ビラの公費負担額は、作成単価は7円51銭、枚数は長の選挙は5千枚、議員の選挙は1600枚を上限とし、それぞれ乗じた額となります。

次に第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規定であります。改正公職選挙法第143条第15項において、地方公共団体の議会の議員または長の選挙について、選挙運動のために使用されるポスターの作成を無料とすることができる旨の規定が追加されたことから、本条において定めるものであります。なお後段において、選挙運動用の自動車・ビラと同様に、供託物が没収されない場合に限る旨を規定しております。

以降、第11条まで選挙運動用ポスターの作成に関し定めるものであります。

第10条は、契約締結の届出。第11条は、公費負担額及び支払について規定しています。本条の規定に基づき、鋸南町の現状でのポスター掲示場の数、51箇所をもとに算出したポスターの公費負担額は、1枚あたり6614円、掲示場の数を乗じた33万7314円が上限となります。

次に第12条は、鋸南町行政手続条例の適用除外の規定。第13条は、必要な事項を委員会へ委任するための規定であります。

本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第4。議案第3号、鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

○税務住民課長（加藤芳博）

議案第3号、鋸南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明致します。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法によりまして、関係政省令が順次、整備されまして、手数料条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。新旧対照表によりご説明をさせていただきます。新旧対照表1頁をお願い致します。

本改正は、すべて別表の改正でございます。事務の項は、手数料の対象事務を表すものですが、住民基本台帳法に関する対象事務について明確にするもので、住民票の写し、除票の写し、戸籍の附票の写しなどを明記しようとするものでございます。

同じ欄で手数料の名称の項、身分証明書手数料については、住民基本台帳法の適用外であるため、この欄から削除し、別表の末尾、その他の欄に加えようとするものです。

2頁をお願い致します。

手数料の名称、個人番号カードの再交付手数料の項を規定する事務の欄について、引用条文の題名が改められたため、改正しようとするものでございます。再交付手数料について、本年5月25日をもって通知カードが廃止されたため、欄を削除しようとするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第5。議案第4号、特定事業に係る契約の締結について、第2期君津地域広域廃棄物処理事業を議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第4号、特定事業に係る契約の締結についてご説明致します。

特定事業に係る契約を締結しようとするのは、第2期君津地域広域廃棄物処理事業であります。6市1町で構成する協議会において、公募型プロポーザル方式により選定した結果、千葉県富津市青木1丁目5番地1、株式会社上総安房クリーンシステム、代表取締役、須賀潔と特定事業に係る契約を締結しようとするものであります。

事業場所は、千葉県富津市新富21番3であります。契約金額は、820億6千万円であり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

別添資料、自治体別負担額をご覧いただきたいと思えます。

上段の表は、令和9年度における計画ごみ処理量による、各市町の負担割合を示したもので、当町は1.48%であります。下段には、20年間の全体概算事業費と各市町の事業費をお示ししております。全体事業費、税抜きで746億円に対し、当町の事業費は9億1251万9千円、年額では4562万6千円と見込んでおります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（青木悦子）

はい、3番竹田議員。

○3番（竹田和明）

ごみ処理量の負担割合ということですが、鋸南町は1.48%とということ、

今ご説明のあったように、費用負担というのは9億1200万になるということですが、SPC、事業会社への出資金の比率というのは、ゴミ処理量の割合にはなっておらず、割合的には鋸南町の人口に対しての出資比率というのが大きいと思うのですが、出資比率の考え方についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

出資比率については、6市1町で35%という形で、一定の発言権を構成市町で保つために30%以上の発言権を持つこととしようということで、比率で決めておきまして、この比率については、当初は7自治体で7%ずつの出資を、という事であったのですが、人口等を加味していただきまして、人口割について協議会で決定させていただいております。

なお、現事業においても君津4市で、かずさクリーンシステムというところで事業を行っていますが、この出資についても、4市において規模の違いはありますが、9%ずつの36%を出資をしているような状況であります。以上です。

○議長（青木悦子）

再質疑はありますか。

はい、竹田議員。

○3番（竹田和明）

出資比率ですけれども、鋸南町は3.25%の株保有割合という事のように、これに対して木更津市は7.75%ですが、人口が全然違うわけですね。出資をすると何が違ってくるかという、鋸南町が得るメリットというのは、ごみ処理量に対して、いくらという形でメリットが取れるということですが、特別な損失が発生した時に鋸南町が負担しなければならない割合というのは、この出資比率に応じて負担をしなければいけないという事になるのでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

リスクについては、リスクに合わせて協議が整っているところでありますので、何か問題があった場合に、この出資比率によって鋸南町が負担をするという事には決まっておりません。

○議長（青木悦子）

再質疑は。

はい、3回目です。

○3番（竹田和明）

出資比率では決まっていないという事ですが、出資比率に応じて鋸南町が負担するかどうかは、今後、事業会社の定款等に定めるという事なのかと思いますが、今回、アドバイザー業務委託の事業費という事で、当町が負担する160万円ということが、新たに

事業費として発生するという事になってはいますが、これは6市1町で等分額、7自治体で割った増加分の7分の1が当町の負担という事になっているわけですが、これが本当に等分で良いのかというのが疑問で、当町にとってそれが本当に公平なのかどうかというところが疑問なのではと思います。

要するにゴミ費用が安くなるというメリットがあるにしても、委託料は等分で負担するというのは、処理量が少ない当町にとっては、不利なのではないかなというところが、気になるのですが、そこはどうでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい。建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

その問題についても、いろいろ協議会で検討されてきているところではありますが、基本的には、事業が始まった後については、ごみ処理量で各市町が負担をして、事業が始まる前の各費用については、6市1町応分の負担でという事で協議会で決めております。以上です。

○議長（青木悦子）

ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（青木悦子）

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第6。議案第5号、財産の取得について、ギガスクール関連備品一式を議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第5号、財産の取得についてご説明致します。

取得する物品は、ギガスクール関連備品一式であります。取得金額は3905万円。契約の相手方は、千葉県千葉市稲毛区轟町4丁目8番19号、富士電機ITソリューション株式会社千葉支店、支店長、日高由美子。契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約でございます。

予定価格が1千万円以上でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第7。議案第6号、指定管理者の指定について、鋸南町都市交流施設を議題と致します。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長。

〔地域振興課長 飯田 浩 登壇〕

○地域振興課長（飯田浩）

議案第6号、指定管理者の指定について説明致します。

鋸南町都市交流施設、道の駅保田小学校の管理につきましては、平成27年10月1日から指定管理者として、株式会社共立メンテナンスが管理を行っておりますが、令和3年3月31日をもって指定の期間が満了となります。

令和2年7月20日に鋸南町指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者となる候補者が決定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決をお願いしようとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、鋸南町都市交流施設。指定管理者となる団体は、東京都千代田区外神田2丁目18番8号、株式会社共立メンテナンス、代表取締役社長、上田卓味。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第8。議案第7号、鋸南町監査委員の選任についてを議題と致します。

該当者がおられますので、柴本健二さんには、議事終了までの間、退席をお願い致します。

〔監査委員 柴本健二 退場〕

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第7号、鋸南町監査委員の選任についてご説明致します。

鋸南町監査委員として、選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会のご同意をお願い致します方は、住所、鋸南町竜島33番地の2。氏名、柴本 健二。生年月日、昭和29年4月29日。任期は、令和2年9月18日から令和6年9月17日までの4年間であります。

なお、資料として、公職歴をお手元に配付してございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に、同意することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

〔監査委員 柴本健二 入場〕

○議長（青木悦子）

柴本健二さんの入場を許可致しました。

ただ今、同意されました、柴本健二さんから同意されたことにつき、挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可致します。柴本さんには壇上にてお願い致します。

〔監査委員 柴本健二 登壇〕

○監査委員（柴本健二）

ただ今、監査委員に再任されました柴本健二でございます。議員の皆様の同意を賜り、心から厚く御礼申し上げます。地方自治において監査委員に課せられた義務と責任は極めて大きなものでございます。その重要性をよく認識し、微力ながら誠実、公正に職務を果たして参りたいと存じております。何卒、宜しくご指導ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。本日は、ありがとうございました。

○議長（青木悦子）

柴本さんには、今後とも鋸南町の監査委員としてご尽力いただきますよう、宜しくお願い致します。

ここで、休憩し、11時00分から会議を再開します。

…………… 休憩 ・ 午前10時47分 ……………
…………… 再開 ・ 午前11時00分 ……………

◎議案第8号の上程、説明

○議長（青木悦子）

それでは休憩を解いて、会議を再開します。

日程第9。議案第8号、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第4号についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第8号、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第4号についてご説明致します。

1頁をお願い致します。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ5億5877万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億9574万円とするものであります。

歳出からご説明致しますので、10頁をお願い致します。

2款総務費、1項、1目一般管理費、3013万6千円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、職員の分散勤務のためのテレワーク環境整備の費用となります。

12節委託料1751万2千円は、環境構築のための業務委託等の経費であります。その下、17節備品購入費中、テレワーク関連機器1194万6千円は、ノートパソコン20台及びサーバ等の購入経費であります。財源は、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する見込みであります。以降、新型コロナ交付金と略させ

ていただきます。

3目財産管理費、10節需用費、修繕料130万円は、消防設備点検での不良箇所等を修繕しようとするもので、対象施設は、本庁舎及び保田総合センター、鋸東コミュニティセンター、旧鋸南幼稚園、旧佐久間幼稚園であります。

12節委託料73万2千円及び14節工事請負費中、本庁舎水道用自家発電設備設置工事767万8千円は、災害等によって長期の停電となった場合に備え、本庁舎の水道及び合併浄化槽の電源供給のための非常用自家発電設備の設置に係る設計委託と工事請負費であります。財源は新型コロナ交付金を見込んでおります。

同じく14節バーベキューハウス佐久間小学校空調設備設置工事337万7千円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として建物内の環境改善のため、新たに空調設備を設置しようとするもので、財源は新型コロナ交付金を見込んでおります。

4目企画費、18節コミュニティ施設修繕補助金897万円は、今年の台風により被害を受けた地区集会施設等の修繕等に対し補助を行おうとするもので、今回の増額補正は、内宿区青年館の建て替え及び本郷区屋台蔵2棟の修繕に対するものであります。

その下、21節物件補償費3773万1千円は、都市交流施設周辺整備事業の用地取得にあたり、当該用地に存在する生産設備等の地上物件に対する補償費であります。

11頁をお願い致します。

8目広報事務費は、町報きよなん特別号の作成経費について、新型コロナ交付金の第2次補正予算分が示されたことから、一般財源から国県支出金へ財源内訳の補正を行おうとするものであります。以降、説明欄に財源内訳変更と記載がありますのは、同様の理由によるものであります。

2項徴税費、2目賦課徴収費、12節町税還付金500万円は、台風被害者に対する令和元年度分の町県民税及び固定資産税の減免分の還付等であります。

3項、1目戸籍住民基本台帳費、12節住民基本台帳システム改修委託173万8千円は、法改正に伴うシステム改修委託で、充当財源である国費が確定したことに伴い、財源変更と併せて予算計上を行うものであります。

その下、18節個人番号カード関連事務委任交付金95万4千円は、個人番号カードの発行等関連事務を委任するための交付金で、充当財源である国費が確定したことに伴い予算計上を行うものであります。

4項選挙費、2目千葉県知事選挙費、12節開票集計システム導入委託234万1千円は、開票時間の短縮及び開票事務の軽減などを図るため、システムを導入しようとするものであります。

その下、17節選挙用備品171万円は、投票所及び開票所における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための3密防止等を講ずるため、投票記載台及び投票用紙分類機増設ユニットを購入する経費であります。千葉県知事選挙費に計上した405万1千円の財源は、いずれも新型コロナ交付金を見込んでおります。

12頁をお願い致します。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節中、新生児子育て支援給付

金300万円は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施された1人10万円を給付する特別定額給付金事業の対象外となる、本年4月28日から令和3年4月1日までに出生した新生児に対し、子育て支援のため1人10万円を支給するものであります。財源は新型コロナ交付金を見込んでおります。

その下、結婚新生活支援補助金300万円は、34歳以下の新婚世帯に対し、住宅取得や家賃、引っ越し費用を支援しようとするもので、補助限度額は1世帯当たり30万円としております。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節予防接種事業委託31万1千円は、法改正により定期接種となったロタウイルスワクチンの予防接種に係る事業委託の費用であります。

13頁をお願い致します。

18節中、感染症対策助成金290万円は、町内の医療機関、介護施設及び介護事業所に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る費用を助成しようとするもので、施設ごとそれぞれ10万円から30万円の支給を見込んでおります。

その下、病院事業継続支援助成金1300万円は、新型コロナウイルス感染症の影響による鋸南病院の運営継続を支援するため、指定管理者である医療法人財団鋸南きさらぎ会へ助成するものであります。18節に計上した2事業ともに、新型コロナ交付金の充当を見込んでおります。

3目環境衛生費、18節家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金240万円は、設置要望の増加に伴い、8基分の増額補正を行うものであります。

その下、広域廃棄物処理施設整備事業負担金166万6千円は、君津・安房6市1町で進めている当該事業において、オプション提案の審議を行う必要が生じたことから、アドバイザー業務委託の増額を見込み、町負担金の増額補正を行おうとするものであります。

その下、23節出資金6500万円は、事業者となる特別目的会社、株式会社上総安房クリーンシステムへの出資であります。各市町の負担割合は、均等割60%、人口割40%で、6市1町での出資総額は7億円を見込んでおります。

4款衛生費、3項、1目水道費、18節水道会計補助金2820万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響を受けた町民生活や事業運営を支援するために行った水道料金の基本料金免除分について、一般会計から補助しようとするもので、財源は新型コロナ交付金を見込んでおります。

14頁をお願い致します。

5款農林水産業費、1項農業費、4目園芸振興費、18節産地整備支援事業補助金81万7千円は、町内の認定農業者に対し、生産設備への温水暖房機設置に係る費用を補助しようとするもので、補助率は県町を合わせ事業費の3分の1となっております。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費4129万3千円は、町民1人あたり5千円の商品券を発行するための経費で、第1回目の発行と同様に、町商工会に補助金を支出して事業を実施する予定であります。財源は新型コロナ交付金の充当を見込んでおります。

す。

3目観光費、10節印刷製本費133万8千円及びその下、11節広告料450万7千円は、鋸山周辺周遊に活用するAR機能を持たせたマップや立体型マップのほか、首都圏のJR各駅及び京浜急行電車内への観光宣伝用ポスターの作成費用及び広告料であります。財源は新型コロナ交付金の充当を見込んでおります。

15頁をお願い致します。

14節中、海岸トイレ解体工事75万7千円は、使用していない元名の観光用海岸トイレの解体、処分費の費用でございます。

その下、大黒山展望台屋根瓦飛散防止対策工事125万4千円は、去年の台風によって被災した屋根瓦を飛散防止用ネットで覆う工事費であります。

次に17節中、イヤホンガイド47万2千円は、観光ガイドがソーシャルディスタンスを保ちながら、地域の魅力を案内できるよう送信機3台、受信機20台などを購入するための経費です。財源は新型コロナ交付金を見込んでおります。

この目のうち、ただいま説明した事項以外の、レンタサイクル保険料から電動アシスト付き自転車までは、地域回遊促進事業として、来訪者の町内回遊の促進を図るためのレンタサイクルの購入及び運営等に係る費用で、合わせて951万7千円の予算を計上致しました。この財源につきましても、新型コロナ交付金を見込んでおります。

4目道の駅推進事業費42万8千円は、2つの道の駅に自動手指消毒器を設置するための経費で、同じく新型コロナ交付金を財源として見込んでおります。

8款消防費、1項消防費、2目消防施設費、17節中、避難所等感染対策用備品79万6千円は、避難所等で使用するポータブル放送機器一式を購入する経費で、新型コロナ交付金を財源と見込んでおります。

16頁をお願い致します。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節空調設備設置工事106万6千円は、小学校のカウンセリングルーム及び配膳室にエアコンを設置しようとするもので、財源は新型コロナ交付金を見込んでいます。

2目教育振興費199万円は、教室における3密対策を図るため、投影機及びデジタル教科書等の購入及び設定業務に係る費用でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、12節及び14節、生徒用流し台設置工事及び設計業務委託、合わせて662万2千円は、学校内の感染予防対策を強化するため、生徒の手洗い用流し台を教室棟各階に設置しようとするもので、財源は新型コロナ交付金を見込んでおります。

17節中、学校管理用備品211万2千円は、感染予防のための空気清浄機12台分の購入費用で、普通教室及び特別教室に設置しようとするものであります。

17頁をお願い致します。

5項社会教育費、2目公民館費、17節図書30万円は、町内の方からの指定寄付により、公民館図書の購入を行おうとするものであります。

6項保健体育費、3目町民体育施設費、14節緊急用水道直結バイパス工事21万8千

円は、停電時に海洋センター内の水道が使用できるよう、受水槽を経由しないバイパス工事を行おうとするもので、新型コロナ交付金を財源と見込んでおります。

7項、1目学校給食センター費3708万1千円は、給食センターの調理場にエアコン6台を設置するための設計業務及び工事費であります。こちらも新型コロナ交付金を見込んでおります。

12款諸支出金、1項、1目財政調整基金費、24節財政調整基金積立金2億2326万4千円は、前年度繰越金の2分の1及び運用収入の積み残し分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入ですが、8頁をお願い致します。

11款地方交付税、1項、1目、1節地方交付税1億1185万8千円は、普通交付税決定による増額の補正でございます。

次に15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金64万円は、家庭用小型合併浄化槽設置補助金に充当するもので、補助率は基準額の3分の1であります。

3目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金の学校保健特別対策事業費補助金100万円は、投影機やデジタル教科書等の購入に。2節中学校費補助金の学校保健特別対策事業費補助金100万円は、空気清浄機の購入に。それぞれ充当するもので、補助率は2分の1であります。

5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億3599万9千円は、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応、取り組みを支援するとして、国は第2次補正予算において総額2兆円の予算を計上、第1次補正予算と合わせ3兆円の予算を確保、地方への配分を拡充しました。

鋸南町への第2次の交付限度額は2億5089万9千円で、第1次と合わせ3億2808万8千円が配分される見込みであることから、予算計上済みを差し引いた2億3599万9千円の増額補正をお願いするものであります。第1次を含め28事業、総事業費は3億2968万2千円で、各事業予算に対して均等に充当を致します。

その下、社会保障・税番号制度システム整備費補助金811万8千円は、住民基本台帳システムの改修費用への補助金で、当初予算及び今補正に計上した歳出予算への充当となります。補助率は10分の10であります。

16款県支出金、2項県補助金は、歳出にて説明をさせていただいた各事業に対する県からの補助金を見込み計上を致しました。

1目総務費県補助金、千葉県地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金にあつては、県の補助率3分の1を計上致しました。

2目民生費県補助金、個人番号カード関連事務委任補助金にあつては、補助率は10分の10であります。

その下、千葉県地域少子化対策重点推進補助金にあつては、結婚新生活の支援補助に対する財源として見込みました。補助率は2分の1であります。

3目衛生費県補助金、生活排水対策浄化槽推進事業補助金にあつては、家庭用小型合併

浄化槽設置補助金に充当するもので、補助率は基準額の3分の1であります。

4目農林水産業費県補助金、産地整備支援事業補助金にあつては、補助率は4分の1であります。

9頁をお願い致します。

19款繰入金、1項、1目特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金232万8千円は、介護保険特別会計の令和元年度決算が確定したことにより、精算額を繰り入れるものであります。

同じく繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億5717万8千円の減は、普通交付税と繰越金の確定に伴い、予定していた繰り入れを減額するものであります。

この歳入補正と、歳出予算における基金の積立てにより、今補正後の基金残高は10億5412万3千円となる見込みであります。

5目豊かなまちづくり基金繰入金32万4千円は、中学校のサッカーゴール購入に充当するため、基金を繰り入れるものであります。

次に20款繰越金、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金3億4651万9千円は、令和元年度繰越金が確定したことにより、既決予算との差額を増額補正するものであります。

次に21款諸収入、3項、4目過年度収入、1節低所得者介護保険料軽減負担金精算金228万5千円は、令和元年度の軽減額確定に伴う国県負担金の過年度収入を計上したものであります。

22款町債、1項町債、1目臨時財政対策債925万9千円は、発行可能額が9698万3千円に確定したことより、既決予算との差額を増額補正するものであります。

その下、2目総務債から8目衛生債までは、歳出にて説明した事業に充当するための補正であります。

5頁をお願い致します。

第2表、地方債補正は、ただいまご説明を致しました、町債の歳入補正に伴い、追加及び変更を行おうとするものであります。

18頁をお願い致します。

地方債の現在高見込みに関する調書となります。表の右下、今補正後の年度末の残高は、55億7900万4千円となる見込みであります。

19頁以降は、給与費明細書を添付しております。

以上で議案第8号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

以上で、議案第8号、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第4号についての説明は終了しました。

◎議案第9号の上程・説明

○議長（青木悦子）

日程第10。議案第9号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算2号についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第9号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

1頁をお開き願います。

令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ3328万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億3643万5千円にしようとするものでございます。今回の補正は、令和元年度の決算による国庫支出金、県支出金等の精算に伴う予算の措置をお願いするものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきます。7頁をお願い致します。

第4款基金積立金、第1項、第1目基金積立金1821万4千円の増額は、前年度繰越額から第5款における償還金、繰出金を差し引いた残金を介護給付費準備基金へ積立しようとするものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金1274万2千円の増額ですが、前年度の介護給付費等の確定により、補助金等の精算を行い償還が生じたものでございます。内訳と致しまして、国が867万3千円、県が239万6千円、社会保険診療報酬支払基金が167万3千円の償還となっております。

第2項繰出金、第1目一般会計繰出金232万9千円の増額でございますが、第1項同様、前年度の介護給付費等の確定により、一般会計からの繰入金の精算を行い、償還が生じたので、一般会計へ繰り出しするものでございます。

次に歳入をご説明させていただきますので、6頁をお願い致します。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目前年度繰越金の3328万5千円の増額につきましては、前年度からの繰越額を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

以上で、議案第9号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第2号についての説明は終了しました。

◎議案第10号の上程・説明

○議長（青木悦子）

日程第11。議案第10号、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算1号についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 杉田和信 登壇]

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第10号、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてご説明致します。

2頁をお開き願います。実施計画に基づき、ご説明申し上げます。今補正は、老朽化によるエアコン室外機の配電盤ボックスの更新をお願いするものでございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目経費で84万7千円を修繕費として増額計上しました。

3頁をお願い致します。

令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、令和2年度末における資金残高は、下段の1132万5千円と見込んでおります。

4頁から6頁までは、令和元年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、7頁8頁は、令和2年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

以上で、議案第10号、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についての説明は終了しました。

◎議案第11号の上程・説明

○議長（青木悦子）

日程第12。議案第11号、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算1号についてを議題と致します。

設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 平嶋 隆 登壇]

○建設水道課長（平嶋 隆）

議案第11号、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてご説明致します。

今補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応及び繰越事業の予算措置。また建設改良事

業の予算の増額をお願いするものであります。

予算書の2頁をお願いします。実施計画により説明致します。

収益的収入及び支出のうち、収入におきまして、第1款水道事業収益を184万1千円増額し、5億770万3千円にしようとするものです。

内訳は、第1項営業収益、第1目給水収益を新型コロナウイルス感染症対策による水道基本料金の免除3カ月分として2820万円の減額。第2項営業外収益、第4目他会計補助金は、水道基本料金免除分同額2820万円の一般会計補助金の増額をお願いするものであります。また第3項特別利益、第1目過年度損益修正益184万1千円は、令和元年度から繰り越しをした配水管布設工事に係る消火栓改修工事分について、予算措置をしておりませんでしたので、本年度特別利益として計上させていただきました。

また資本的収入及び支出のうち、支出におきまして第1款資本的支出を633万3千円増額し、2億2307万円にしようとするものであります。

内訳は、第1項建設改良費、第2目配水施設改良費において、本年度実施しております第1配水池耐震補強工事につきまして、躯体コンクリートの処理工程に変更が生じたことから増額の補正をお願いするものであります。

3頁をお願いします。

令和2年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、令和2年度末における資金残高は、3億7150万6千円となる見込みでございます。

4頁及び7頁は、令和元年度鋸南町水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表、8頁から10頁は令和2年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照願います。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

以上で議案第11号、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についての説明は終了しました。

ここで暫時休憩をし、午後1時30分から会議を再開します。

…………… 休憩・ 午前11時37分 ……………
…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

◎議案第12号の上程、説明

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第13。議案第12号、令和元年度決算認定について。

- 1、令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

3、令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

4、令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算を議題と致します。

○議長（青木悦子）

会計管理者から、令和元年度各会計の歳入歳出決算について説明を求めます。

会計管理者。

[会計管理者 寺本幸弘 登壇]

○会計管理者（寺本幸弘）

議案第12号、令和元年度決算認定について説明を致します。

初めに令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についてご説明致します。実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は51億2291万6182円となり、前年度と比較し7億829万348円、16.0%の増となりました。

歳出総額は43億126万6643円、前年度比4698万8984円、1.1%の増となりました。

歳入歳出差引額は、8億2164万9539円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が3億7512万9977円ございますので、実質収支額は4億4651万9562円となりました。

歳入歳出決算書の1頁、2頁をお開き下さい。

第1款町税につきましては、収入済額は7億5137万5674円でした。歳入決算額の14.7%を占めるものでございます。前年度との比較ではマイナス349万4836円、0.5%の減となりました。徴収率は95.90%、前年度比で0.4ポイントの増となりました。

不納欠損額は54名分382万3694円の不納欠損処分を致しました。

町税の収入未済額は2833万1913円であります。内訳は、現年度分915万8315円、過年度分1917万3,598円でございます。

第2款地方譲与税につきましては、収入済額3494万3003円。前年度比で59万7003円、1.7%の増となりました。

第3款利子割交付金は、収入済額52万7千円。前年度比でマイナス48万4千円、47.9%の減となりました。

第4款配当割交付金は、収入済額366万4千円で前年度比35万3千円、10.7%の増となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額239万9千円で前年度比マイナス63万1千円、20.8%の減となりました。

第6款地方消費税交付金は、収入済額1億3250万6千円で前年度比マイナス373万6千円、2.7%の減となりました。

第7款自動車取得税交付金は、収入済額711万8909円で前年度比マイナス520万4091円、42.2%の減となりました。

第8款環境性能割交付金は、10月に自動車取得税交付金が廃止されたことに伴い新

設されたもので、収入済額207万9千円となりました。

第9款地方特例交付金は、収入済額788万3千円で前年度比592万4千円、302.4%の大幅増となりました。増となった要因でございますが、消費税率引き上げに伴い、幼児教育無償化に係る財源として、令和元年度においては、子ども子育て支援臨時交付金が創設されたことによるもので、収入済額408万8千円となりました。

第10款地方交付税につきましては、歳入総額の42.2%を占めるものでございます。収入済額は21億5998万7千円で前年度比3億53万7千円、16.2%の増となりました。

内訳と致しましては、普通交付税17億6350万2千円、特別交付税3億9648万5千円で、予算現額に対しまして2億9648万5千円の増となりました。台風災害の対応等の特殊事情により特別交付税が大幅増となりました。

続きまして3頁、4頁をお開き願います。

第11款交通安全対策特別交付金は、収入済額71万7千円。前年度比でマイナス2万6千円、3.5%の減となりました。

第12款分担金及び負担金につきましては、収入済額3140万7698円で前年度比マイナス315万6752円、9.1%の減となりました。

第13款使用料及び手数料につきましては、収入済額6180万4621円で前年度比マイナス12万2527円、0.2%の減となりました。

第14款国庫支出金につきましては、収入済額2億5261万6212円で前年度比624万6773円、2.5%の増となりました。第2項国庫補助金において予算現額と収入済額との比較で、マイナス12億4644万4220円の減となっておりますが、これは主に災害廃棄物処理事業、住宅応急修理事業及び強い農業・担い手づくり総合支援事業など各種災害復旧関連事業が、令和2年度へ繰り越しされたことにより減となったものでございます。

第15款県支出金につきましては、収入済額2億7245万10円で前年度比4166万6651円、18.1%の増となりました。第2項県補助金において予算現額と収入済額との比較で、マイナス8億1476万1886円の減となっておりますが、こちらも、主に住宅応急修理事業及び強い農業・担い手づくり総合支援事業など各種災害復旧関連事業が令和2年度へ繰り越しとなったことによるものでございます。

第16款財産収入は、収入済額555万1301円、前年度比でマイナス20万6560円、3.6%の減となりました。

第17款寄付金は、5529件、収入済額1億3105万2016円で前年度比4671件の増、金額にして1億1278万16円、617.2%の大幅増となりました。台風災害からの復興に向けての支援として全国から多大な寄付金が寄せられました。

第18款繰入金金は、収入済額5億5058万6815円で前年度比5億718万9254円、1168.7%の大幅増となりました。増となった要因ですが、歳出に対する不足分を充当するため財政調整基金を取り崩し、繰入を行ったことによるものでございます。

第19款繰越金は、収入済額1億6034万8175円で前年度比マイナス7120万1772円、30.8%の減となりました。

第20款諸収入は、収入済額1億983万4748円で前年度比1321万4189円、13.7%の増となりました。増となった主な要因は、都市交流施設道の駅保田小学校の平成30年度分の利益から分配された都市交流施設整備積立金、また都市交流施設収益分配金が増となったことによるものです。

続きまして5頁、6頁をお開き願います。

第21款町債の収入済額は、4億4406万5千円です。前年度と比較しマイナス1億9403万3千円、30.4%の減となっております。予算現額と収入済額との比較においてマイナス13億2180万円の減額となっておりますが、これは国庫支出金や県支出金でもご説明させていただきましたが、各種災害復旧関連事業等が、令和2年度へ繰り越しとなったことにより減となったものです。

歳入合計につきましては、予算現額85億325万6800円に対し、収入済額51億2291万6182円となり、予算現額に対する収入率は60.2%となりました。

次に歳出についてご説明致します。7頁、8頁をお開き願います。

第1款議会費は、予算現額6400万9千円に対し、支出済額は6364万2546円でした。前年度比でマイナス377万418円、5.6%の減となりました。減となった主な要因は、平成30年度まで各費目に計上されていた総合事務組合負担金を、令和元年度から総務費に一括計上としたことによるものです。

第2款総務費は、予算現額9億928万6千円に対し、支出済額は8億4737万4732円。前年度比で2億103万8813円、31.1%の増となりました。

増となった主な要因は、前述した総合事務組合負担金の一括計上、台風災害の対応に要した時間外手当等が含まれる職員諸手当、旧佐久間小学校特別校舎棟解体工事、豊かなまちづくり寄付金業務代行委託及び任期満了に伴う県議会議員、町長町議会議員、参議院議員の3つの選挙費等の増によるものでございます。

繰越明許費は3591万5千円となりました。

第3款民生費につきましては、予算現額21億3404万7千円に対し、支出済額は11億4911万8039円。前年度比で2204万5031円、2.0%の増となりました。増となりました要因は、災害救助費、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金、介護保険特別会計繰出金等の増によるものです。

繰越明許費は、9億3269万7496円となりました。

第4款衛生費は、予算現額23億6740万1千円に対し、支出済額4億1702万7千円で、前年度と比較し2959万586円、7.6%の増となりました。増となりましたのは主に、鋸南地区環境衛生組合分担金及び台風被災で発生した災害廃棄物処理委託等の増によるものでございます。

繰越明許費は、19億4028万2073円となりました。

第5款農林水産業費は、予算現額7億1093万5千円に対し、支出済額1億6053万8839円でした。前年度と比較しマイナス2526万2563円、13.6%の減と

なりました。減となりましたのは、主に鳥獣被害防止総合対策交付金等の減、また前年度には保田・岩井袋漁港の護岸及び勝山漁港の灯浮標点検整備の施設補修工事が実施されたことによるものです。

繰越明許費は、5億3811万5千円となりました。

第6款商工費は、予算現額2億1889万円3千円に対し、支出済額1億5078万3126円。前年度比でマイナス5115万1569円、25.3%の減となりました。をくずれ水仙郷の観光トイレ設置工事や台風で被災した都市交流施設の直売所改修工事に係る前金払等の支出があったところですが、減となった要因は、前年度においては元名採石場跡地の土地購入費があったことによるものです。

繰越明許費は、6656万5千円となりました。

第7款土木費は、予算現額1億5251万3千円に対し、支出済額1億2492万3340円でした。前年度比でマイナス3674万5314円、22.7%の減となりました。減となりました主な要因は、前年度には内宿トンネル補修工事が実施されたほか、住宅取得奨励金、リフォーム補助金等が減となったことによるものでございます。

繰越明許費は、2506万円となりました。

第8款消防費は、予算現額9730万5200円に対し、支出済額9278万3526円でした。前年度比でマイナス3863万5043円、29.4%の減となりました。減となりました主な要因は、前年度には第2分団の消防ポンプ自動車を購入したこと、またデジタル戸別受信機導入事業の2年目で購入台数が減となったことによるものでございます。

繰越明許費は、184万1400円となりました。

第9款教育費は、予算現額6億7430万5600円に対し、支出済額5億2651万3836円でした。前年度比でマイナス1億3314万9789円、20.2%の減となりました。

小中学校の空調設備設置工事、公民館正面玄関改修工事、歴史民俗資料館の空調設備等改修工事及び新たに学校給食費補助金が増となりましたが、大きく減となりました主な要因は、前年度には幼稚園建設工事及び海洋センタープール設備等改修工事等が実施されたことによるものでございます。

繰越明許費は、1億331万7千円となりました。

9頁、10頁をお開き願います。

第10款災害復旧費は、予算現額4億5687万6千円に対し、支出済額5581万6754円でございます。前年度比2736万5914円、96.2%の増となりました。増となった要因は、農林水産業施設災害復旧費、文教施設災害復旧費及びその他公共施設・公用施設災害復旧費、こちらが増となったことによるものでございます。

繰越明許費は、3億9664万7千円となりました。

第11款公債費は、支出済額5億7927万3280円でした。前年度比4432万33円、8.3%の増となりました。支出の内訳につきましては、町債償還元金は5億4611万5327円、償還利子は3315万7953円でした。

第12款諸支出金は、支出済額1億3347万825円でした。内訳は、財政調整基金に8043万7千円、中山間地域農村活性化対策基金に15万円、豊かなまちづくり基金に4194万4945円、都市交流施設整備基金に1千万2千円、奨学資金貸付基金に1万8780円、森林環境譲与税基金に84万8100円、美術品取得基金に7万円をそれぞれ積立したものです。

歳出総額につきましては、予算現額85億325万6800円に対し、支出済額43億126万6643円で、執行率は50.6%でした。

翌年度繰越額は40億4043万9969円、29事業分でございます。

不用額は1億6155万188円で予算現額に対し1.9%となりました。

歳入歳出差引額8億2164万9539円は次年度へ繰り越しとなります。

以上で、令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明致します。

初めに、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は、12億9305万2170円。前年度比で4469万7503円、3.6%の増となりました。

歳出総額は12億1243万7414円、前年度比で1804万3082円、1.5%の増となりました。

歳入歳出差引額は8061万4756円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので実質収支額は同額となりました。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書1頁、2頁をお開き願います。

歳入のうち、第1款国民健康保険料の調定額2億2185万9869円に対し、収入済額は1億8555万3399円でした。前年度比でマイナス1031万946円、5.3%の減となっております。

保険料の徴収率は、83.64%で、前年度比では1.41ポイントの増となりました。

不納欠損額は25名分、443万7713円の不納欠損処分を致しました。

収入未済額は、3186万8757円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額8万1500円がありますので、3195万257円が実質の収入未済額となります。

第2款国庫支出金につきましては、予算現額13万2千円に対し、収入済額は同額の13万2千円となりました。

第3款県支出金につきましては、予算現額8億5974万3千円に対し、収入済額は9億994万8780円で、前年度比で5989万6692円、7.0%の増となりました。

第4款財産収入につきましては、収入済額9万7697円でした。

第5款繰入金は、収入済額1億4067万3千円で、前年度比で4972万9625円、54.7%の増となっております。増となりました主な要因は、歳出に対する不足分を充当するため財政調整基金を取り崩し、繰入を行ったことによるものでございます。

第6款繰越金は、収入済額5396万335円で、前年度比マイナス4211万7528円、43.8%の減となりました。

第7款諸収入は、収入済額268万6959円、前年度比でマイナス1267万1116円の減となりました。減となった要因は、前年度には交通事故等の第三者行為による医療給付分に対する納付金があったことによるものです。

歳入合計は、予算現額12億3639万7千円に対し、収入済額は12億9305万2170円となりました。

3頁、4頁をお開き願います。歳出についてご説明致します。

第1款総務費は、予算現額1246万3千円に対し、出済額は1134万6167円で前年度と比較し、マイナス217万5393円、16.1%の減となりました。

第2款保険給付費は、総支出額の72.9%を占めております。支出済額は8億8440万6415円で、前年度比で6450万8396円、7.9%の増となりました。これは第1項の療養諸費が増となったことが主な理由でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金は、総支出額の21.4%を占めています。支出済額は、2億5913万561円で、前年度比でマイナス382万4397円、1.5%の減となりました。

第5款 保健事業費は支出済額2717万9463円で、前年度比マイナス342万6261円、11.2%の減となりました。減となった主な理由は、検診事業委託の減及び総合事務組合負担金に係る一般会計への予算措置の組み換えによるものです。

第6款基金積立金は、支出済額2800万円で、前年度比マイナス2200万円、44.0%の減となりました。

第7款諸支出金は、支出済額237万4648円で前年度比マイナス1503万9283円、86.4%の減となりました。減となった主な要因は、養給付費等負担金償還の減によるものです。

歳出合計は、予算現額12億3639万7千円に対し、支出済額12億1243万7414円となりました。

予算執行率は98.1%で、不用額は2395万9586円となりました。

歳入歳出差引額8061万4756円は次年度へ繰り越しとなります。

続きまして、令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明致します。

初めに実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は1億3008万6794円で、前年度比79万5607円、0.6%の増となりました。

歳出総額は、1億2864万3654円で、前年度比189万6804円、1.5%の増となりました。

歳入歳出差引額は144万3140円で、実質収支額も同額となりました。

それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の1頁、2頁をお開き下さい。

第1款後期高齢者医療保険料は、調定額8941万3600円に対し、収入済額884

4万2600円、徴収率は98.91%でした。歳入の68.0%を占めるものでございます。

不納欠損額は、4名分30万6千円の不納欠損処分を致しました。

収入未済額は66万5千円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額23万7200円がございますので、90万2200円が実質の収入未済額となります。

第2款繰入金は、収入済額3646万7075円でした。一般会計からの保険基盤安定繰入金は3351万5075円となっております。

第3款繰越金、収入済額254万4337円。

第4款諸収入、収入済額263万2782円。こちらは広域連合からの受託事業収入が主なものでございます。

歳入合計は、予算現額1億3036万8千円に対して、収入済額は、1億3008万6794円となりました。

3頁、4頁をお開き下さい。歳出についてご説明致します。

歳出の主なものは、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金です。

支出済額は1億2356万7千円で、歳出の96.1%を占めております。前年度比194万6千円、1.6%の増となりました。

第3款保健事業費は、支出済額205万1192円で、主なものは検診事業委託料となっております。

第4款諸支出金は、支出済額71万7063円。主な支出は一般会計繰出金となっております。

歳出合計では、支出済額1億2864万3654円となり、予算執行率は98.7%で、不用額は172万4346円となりました。

歳入歳出差引額、144万3140円は次年度へ繰り越しするものでございます。

続きまして、令和元年度鋸南町介護保険特別会計決算についてご説明致します。

実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は、14億1490万9120円で前年度比2934万8897円、2.1%の増となりました。

歳出総額は13億8162万2329円で、前年度比4791万6207円、3.6%の増となりました。

歳入歳出差引額は3328万6791円でございます。翌年度繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

それでは介護保険特別会計歳入歳出決算書の1頁、2頁をお開き下さい。

歳入の第1款保険料の調定額2億4523万9999円、収入済額は2億4059万7200円で、徴収率は98.11%でした。前年度比ではマイナス1067万8500円、4.2%の減でした。

不納欠損額は21名分87万9千円の不納欠損処分を致しました。

収入未済額は、376万3799円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額77万7900円がございますので、実質の収入未済額は454万1699円で

ございます。

第3款国庫支出金は、収入済額3億6047万8748円でした。前年度比で2528万7488円、7.5%の増でした。増となった主な要因は、災害分特別調整交付金の交付があったことによるものでございます。

第4款支払基金交付金は、収入済額3億5157万1千円で、前年度比で180万9751円、0.5%の増となりました。

第5款県支出金は、収入済額2億64万2371円で、前年度比で1783万8990円、9.8%の増となりました。増となった主な要因は、介護給付費負担金の増によるものでございます。

第6款繰入金は、収入済額2億961万8千円。内訳は、一般会計繰入金1億8913万円、介護給付費準備基金からの繰入金2048万8千円でございます。

第7款繰越金は、収入済額5185万4101円。

歳入合計は、予算現額14億1163万7千円に対して、収入済額は、14億1490万9120円となりました。

3頁、4頁をお開き下さい。歳出についてご説明致します。

歳出の主なものは、第2款保険給付費で歳出の91.8%を占めています。支出済額は12億6804万251円で、前年度と比較し7819万9929円、6.6%の増となりました。増の主な要因は、介護サービス等諸費の増によるものでございます。

第4款基金積立金は、支出済額1197万3千円です。これは介護給付費準備基金に積立したものでございます。

第5款諸支出金は、支出済額4239万7434円で、前年度と比較し、マイナス2456万9847円、36.7%の減となりました。減となった主な要因は、償還金の減によるものでございます。

第6款地域支援事業費は、支出済額4891万7390円で、前年度と比較しマイナス15万1310円、0.3%の減となりました。

歳出合計は、予算現額14億1163万7千円に対し、支出済額は13億8162万2329円で、予算執行率は97.9%、不用額は3001万4671円でございます。歳入歳出差引額は3328万6791円となり、次年度へ繰り越すものでございます。

以上、雑駁ではございますが、令和元年度決算についての説明を終わります。よろしくご審議のうえ、認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第12号の監査報告

○議長（青木悦子）

ただいま説明のありました令和元年度決算につきましては、去る8月7日、監査委員による審査がなされておりますので、柴本健二代表監査委員より審査結果の報告を求めま

す。

柴本代表監査委員。

[代表監査委員 柴本健二 登壇]

○代表監査委員（柴本健二）

令和2年8月7日に実施した、令和元年度鋸南町歳入歳出決算審査の結果について、報告致します。

なお1から4の審査の対象、審査の期日、審査の着眼点、審査の実施内容につきましては、決算審査意見書をご参照願います。

それでは、5、審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳票及び証書類と照合した結果、適正に表示されている。また予算の執行及び関連する事務の処理についても、適正に行われているものと認める。

なお各会計についての意見は以下のとおり。

カッコ1、一般会計について。実質収支額が、4億4652万円となり、前年度に比べ大幅に増加したが、台風第15号とそれに続く災害等への対応による財政調整基金の取り崩し及び国の財政措置による歳入が主な要因であり、財政調整基金は年度当初に比べ4億5千万円以上の減となっており、今後、慎重な財政運営に努められたい。

歳入面では、主たる自主財源である町税は、7億5137万6千円で前年度と比較して350万円ほどの減となったが、徴収率は95.90%と前年に比べ0.38%の増となった。台風災害、コロナ禍による影響で収納対策が難しい状況下、現年度分の収入未済額が増加したものの、過年度分の徴収に努め、滞納繰越額が減少した結果によるものと認める。未納滞納の解消は、課税の公平性及び公正性の観点から最も重要な事項であり、早期に厳密な収納対策を心がけ、額の更なる減少に努力されたい。

歳出については、予算に沿って適正に支出されたものと認める。ただし29事業40億円を越える予算が次年度へ繰越されたが、その事業の大半が災害関連事業である。これら事業の遂行が町の復興につながることを念頭に置き、一日も早い事業の完遂を図られたい。

事務処理及び財産の管理については、適正に処理されていると認める。例月出納検査において、歳入歳出が法令等に沿って適正に行われているか、関係書類の検査を行っており、不適切なものについては、その都度、修正改善を求めており、それらについて即応している結果であると考えます。

また事務事業が多岐にわたっていることから、事務上の瑕疵を減らすため、複雑で専門的な知識を要するものについては、習熟したものが担当し、或いは確認を行うことにより、未然に防止するよう努められたい。

カッコ2、国民健康保険特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

カッコ3、後期高齢者医療特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

カッコ4、介護保険特別会計について予算の執行、会計事務処理とも適正であると認め

る。

令和2年8月14日。鋸南町長、白石治和様。鋸南町監査委員、柴本健二、鋸南町監査委員、小藤田一幸。以上です。

◎議案第12号の決算審査特別委員会への付託

○議長（青木悦子）

会計管理者からの説明並びに監査委員からの審査結果について報告が終わりました。お諮り致します。

ただいま議題となっております議案第12号、令和元年度決算認定について。

- 1、令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算。

以上については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって議案第12号、令和元年度決算認定については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定致しました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第14。議案第13号、令和元年度決算認定について。

- 1、令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算。
- 2、令和元年度鋸南町水道事業会計決算を議題と致します。

○議長（青木悦子）

はじめに、令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算についてご説明申し上げます。

令和元年度の病院事業会計の収益につきましては、医業収益における診断書料等の文書料と医業外収益における他会計補助金及び長期前受金戻入が主なものでございます。

また費用につきましては、医業費用における減価償却費及び指定管理者交付金、医業外費用においては、企業債の支払利息及びその他医業外支出が主なものでございます。

それでは、決算書の1頁をお願い致します。収益的収入及び支出についてご説明致します。

収入でございますが、第1款病院事業収益において、予算額7957万8千円に対し、決算額8023万3229円でありました。

決算額の内訳でございますが、第1項医業収益では239万3千円、第2項医業外収益では、7784万229円となりました。

支出におきましては、第1款病院事業費用で、予算額1億1121万1千円に対し、決算額は1億1043万5011円でありました。

支出予算には、鋸南病院協の保田川護岸の復旧工事の遅延により、工事後に所有者が行う電柱及びゴミ置場の原状復旧工事が、令和元年度へ繰り越されたことに伴う、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額396万5千円が含まれております。

決算額の内訳ですが、第1項医業費用では1億483万2532円、第2項医業外費用では560万2479円となりました。

2頁をお願い致します。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入でございますが、第1款資本的収入では、予算額1531万5千円に対し、決算額も同額の1531万5千円でありました。

第1項出資金の決算額1311万5千円は、支出における企業債の元金償還額の財源として、一般会計から出資を受けた額でございます。第2項企業債の決算額220万円は、自動視野計の購入に係る借入金でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額1531万5千円に対し、決算額は1531万4269円でありました。

第1項企業債償還金1311万4269円は、企業債元金の償還額でございます。第2項建設改良費220万円は、自動視野計を更新した費用でございます。

続きまして、3頁をお願い致します。令和元年度における損益計算書、税抜きでございますが、ご説明申し上げます。

1の医業収益の220万円につきましては、診断書料等の文書料による収益でございます。

2の医業費用でございますが、マル1の経費からマル4の資産減耗費まで、合わせて1億472万7045円となりました。指定管理者交付金につきましては、前年度同様に7千万円を一般会計から当該会計を通じて、指定管理者である医療法人財団鋸南きさらぎ会へ繰出を致しました。この結果、医業収支におきましては、1億252万7045円が損失として生じたところでございます。

3の医業外収益では、マル1の他会計負担金からマル4のその他医業外収益まで、合計7774万9320円となりました。

4の医業外費用につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費が、132万2983円。その他医業外支出として、前年度から繰越された電柱及びゴミ置場の原状復旧工事費367万620円及び消費税等を調整した雑支出31万5227円となっております。

結果的に令和元年度は3008万6555円の純損失が生じ、年度末の未処理欠損金は、13億8104万3856円となりました。

4頁をお願い致します。欠損金計算書でございます。資本に係る資本金、資本剰余金、利益剰余金それぞれについて、年度内の変動をお示しをしたものでございます。

一番左の資本金につきましては、一般会計からの出資金の受入れにより、年度末残高は16億7770万53円となりました。

中央部分になりますが、資本剰余金については、変動がなく、右側の利益剰余金につきましては、損益計算書で申しあげましたとおり、令和元年度末の未処理欠損金は、13億8104万3856円となり、令和元年度末の資本合計は2億9665万6197円となりました。

次に5頁をお願い致します。欠損金処理計算書でございますが、4頁の欠損金計算書における資本金及び未処理欠損金の処理を行わず、翌年度へ繰り越すものでございます。

6頁及び7頁は、元年度末の貸借対照表で、資産・負債及び資本の状況を表にしたものでございます。

資産合計並びに負債・資本合計は、4億783万819円となりました。

資産の部の2、流動資産のうちの両カッコ1の現金預金でございますが、年度末における現金保有額は、1311万4413円となりました。

8頁以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほどご参照をお願い致します。

以上で、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計決算に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

ここで暫時休憩し、午後2時40分から会議を再開します。

…………… 休憩 ・ 午後2時29分 ……………

…………… 再開 ・ 午後2時40分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

令和元年度鋸南町水道事業会計決算について、建設水道課長より説明を求めます。
建設水道課長。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第13号、令和元年度鋸南町水道事業会計決算についてご説明致します。

決算書の10頁をお願いします。1の水道事業の概況についてご説明致します。

給水状況につきましては、年間の給水量は106万6922m³、前年度比2.5%の減となりました。また南房総広域水道事業団からの受水量は40万4108m³で、給水量全体の37.9%となりました。

次に建設工事ではありますが、配水管布設工事として、保田地区上谷田地先の配水管を交換致しました。なお保田地区西ヶ谷地先及び勝山地区宮ノ裏地先の配水管布設工事は台風災害等の影響により、工事が遅延し令和2年度に事業繰越となりました。また浄水施設改修工事は、小保田第四第五加圧所の改修工事を実施致しました。

12頁をお願いします。

3、業務の状況ではありますが、有収水量は88万6371m³で、前年度比3.9%の減となりました。また有収率は83.08%で、前年度比1.2%減となりました。令和2年3月の給水人口は7569人、給水戸数は3582戸、給水栓数は5578栓、給水人口は前年度比262人の減少となりました。

それではお戻りいただき、1頁をお願い致します。

カッコ1、収益的収入及び支出の収入ではありますが、第1款水道事業収益は、予算額5億1千98万1千円に対し、決算額は5億2103万7471円となりました。

内訳ではありますが、第1項営業収益は2億7820万8446円で、前年度と比較して689万7014円、2.4%の減となりました。

第2項営業外収益は、2億4282万9025円となり、主なものは、県補助金9702万3千円、一般会計補助金1億63万6千円、長期前受金戻入4117万5420円です。

次に支出につきましてご説明致します。第1款水道事業費は、予算額4億8527万7千円に対し、決算額は4億6526万6641円となり、台風災害による遅延を致しました配水管布設工事の消火栓修繕工事費分368万5千円を繰越致しました。

不用額は1632万5359円ではありますが、委託料、修繕費等の減によるものです。

内訳ではありますが、第1項営業費用は4億1889万9544円となり、主なものは、南房総広域水道事業団への受水費、人件費、減価償却費、委託料、修繕費、動力費等です。

第2項営業外費用は3775万2256円となりました。内訳は、企業債利息、リース資産利息及び消費税納付額等です。

第4項特別損失861万4841円は、台風災害における水道施設等修繕費が主なものであります。

2頁をお願いします。カッコ2、資本的収入及び支出の収入ではありますが、第1款資本的収入は、予算額5460万円に対し、決算額は2880万円で、2580万円の減となりました。内訳は企業債で、建設改良事業実施に伴い借り入れしたものです。減になった要因は、備考に記載してございますが、遅延を致しました配水管布設工事業費分を繰越

したためであります。

次に支出につきましてご説明致します。第1款資本的支出は、予算額2億1436万1千円に対し、決算額は1億8321万4901円で、遅延を致しました配水管布設工事業費分3100万1320円を繰越致しました。

内訳であります。配水管布設工事、浄水施設改修工事による建設改良費4580万1767円と企業債償還金1億3741万3134円であります。なお資本的収入額が資本的支出額に対する不足額1億5441万4901円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しました。

3頁をお願いします。損益計算書で税抜きでございます。

1、営業収益は、2億5393万3176円となりました。

2、営業費用は、カッコ1原水及び浄水費からカッコ7その他営業費用までで、4億87万3451円となり、営業収支では1億4994万275円の損失が生じました。

3、営業外収益は、カッコ1受取利息からカッコ6雑収益までで2億4251万9498円となりました。

4、営業外費用は3266万3127円となり、営業外収支では2億985万6371円の利益がありました。

5、特別損失の782万9600円は、台風災害により被害を受けた各施設の修繕費であります。これにより当年度純利益は、5208万6千496円となりました。

次に4頁をお願いします。剰余金計算書であります。当年度純利益の5208万6496円を処理し、令和元年度末の資本合計は3億631万8870円となりました。

5頁をお願い致します。

剰余金処分計算書につきましては 令和元年度末未処分利益剰余金3億631万8870円を翌年度に繰越すものであります。

6頁から8頁は、令和元年度末の貸借対照表で資産及び負債・資本の状況を表したもので、資産合計及び負債・資本合計は、それぞれ32億4078万1014円となりました。

9頁以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほどご覧いただきますようお願い致します。

以上で説明を終わります。宜しくご審議のうえ認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第13号の監査報告

○議長（青木悦子）

ただいま、議題となっております、病院事業会計及び水道事業会計の令和元年度決算につきまして、去る7月27日に、監査委員による審査がなされておりますので、柴本健二代表監査委員より審査結果の報告を求めます。

柴本健二代表監査委員。

[代表監査委員 柴本健二 登壇]

○代表監査委員（柴本健二）

令和2年7月27日に実施した、令和元年度鋸南町公営企業会計決算の審査結果について報告致します。

なお1から4の審査の対象、審査の期日、審査の着眼点、審査の実施内容につきましては、決算審査意見書をご参照願います。

5、審査の結果。審査に付された各会計の決算書及び付属書類については、関係法令に準拠して作成されており、適正に表示されているものと認められ、財務処理においても適正に行われているものと認める。なお各事業に対して次のように意見を付する。

カッコ1、鋸南町鋸南病院事業会計について。病院事業会計決算は、3008万6千円の当年度純損失となった。純損失の額が、前年度に比べ315万6千円ほど増加したが、その他医業外費用において、工事等に係る繰越額を支出したことによるものであり、特に指摘すべき事項はない。

病院の運営は、指定管理により行っているが、町の一般会計からは、前年度と同様に指定管理者交付金等7千万円を超える額が支出されている。

一方、運営面では令和元年度、台風第15号及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入院や外来診療による医業収益が減少、人件費等の費用の削減を行ったが、収益は減少したとのことである。

これまでも町は、指定管理者と連絡、協議を行うなかで病院を開設してきたが、今後、町は中長期的展望に立ち、人口減少やニーズの多様化等、社会状況の変化を考慮に入れ、需要に対する病院の適正規模や、行う診療の内容など指定管理の方法について、多様な角度からの更なる検討を行うとともに、指定管理者に対しても必要な助言や技術的指導等を積極的に実施されたい。

鋸南病院は、町民の健康福祉を司る重要な施設であるので、鋸南町国民健康保険鋸南病院のあるべき姿の実現に向けて努力されたい。

カッコ2、水道事業会計について。収益的収入の営業収益は、2億7820万8千円となり前年度に比べ689万7千円、率にして2.4%の減少となり、有収率も83.1%と前年度比1.2%の減となった。これは台風15号による町内全域にわたる被害、そしてそれに続く新型コロナウイルス感染症による影響によるもの考えられる。

収益的支出の営業費用は、4億1889万9千円となり前年度に比べ112万2千円、率にして0.3%の減少となった。また資本的支出の主なものとしては、配水管布設工事3か所、加圧所2か所の改修が計画されたが、配水管布設工事うち2か所が次年度に繰越されたことから、建設改良事業費は4580万2千円となった。損益計算書における経営成績の結果である当年度純利益は、5208万6千円であり、前年度に比べ1016万7千円減少したものの、当年度末、処分利益剰余金は、3億631万9千円となり、前述した負の要因が多い中、効率的な経営に当たったものと判断できる。

また固定資産の状況については、管理台帳が整理され、貯蔵品についても整理整頓がな

され管理状況は良好であった。

水道料金の徴収に関しては、現年分徴収率は98.5%と前年度と同率であるが、未収金の残高は999万6千円となり、前年度に比べ121万1千円減少しており、災害による徴収猶予等による現年分徴収率の低下が懸念されるなか、滞納繰越分の徴収に努めた結果であり、引き続き徴収率の向上に努力されたい。

水道施設全般にわたり老朽化が進行しているが、利用者の利便性の向上を図るため、財政的には営業費用の増加を招くことにはなるが、積極的かつ計画的な建設改良事業の実施に努めるとともに、少子高齢化に伴う給水人口の減少による経営悪化の懸念、用水事業の更なる広域化などの問題を踏まえ、中長期的な視野に立った堅実な事業運営に努められたい。

令和2年8月5日。鋸南町長、白石治和様。鋸南町監査委員、柴本健二。鋸南町監査委員、小藤田一幸。

以上です。

◎議案第13号の決算審査特別委員会への付託

○議長（青木悦子）

担当課長からの説明並びに監査委員からの審査結果について報告が終わりました。

お謀り致します。

ただいま議題となっております、議案第13号、令和元年度決算認定について。

1、令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算。

2、令和元年度鋸南町水道事業会計決算について、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託のうえ審査致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって議案第13号、令和元年度決算認定については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する、決算審査特別委員会に付託のうえ審査することに決定致しました。

○議長（青木悦子）

ここで暫時休憩し、決算審査特別委員会を開催致しますので、議員各位は委員会室へお集まり願います。

…………… 休憩 ・ 午後2時59分 ……………
…………… 再開 ・ 午後3時35分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開致します。

12番、平島議員より退席の申し出がありましたので、これを許可しました。

先ほど開催された決算審査特別委員会において、決算審査特別委員会委員長に渡邊信廣議員、同副委員長に早川正也議員が選任されました。

ここで、暫時休憩します。

…………… 休憩 ・ 午後3時36分 ……………

…………… 再開 ・ 午後3時37分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

お手元に議案付託表及び決算審査特別委員長からの委員会召集通知書を配布致しました。

休会中の9月14日午前10時から、地方自治法第233条第3項の規定による、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の決算認定、及び地方公営企業法第30条第4項の規定による、鋸南病院事業会計、水道事業会計の決算認定について、それぞれ決算審査特別委員会を開催し、決算審査をお願い致します。

◎報告第1号の説明

○議長（青木悦子）

日程第15。報告第1号、令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてを議題と致します。

総務企画課長より報告を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

報告第1号、令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、去る8月7日、監査委員の審査をいただきましたので、ここにご報告申し上げます。

表にお示しましたとおり、健全化判断比率は4つの比率を算出致します。なお表の右側の列には、法律等により定められた早期健全化基準を表示しております。

はじめにマル1、実質赤字比率は、令和元年度の一般会計歳入歳出決算の実質収支額が

赤字ではなかったもので、該当無しとなりました。

次にマル2、連結実質赤字比率は、令和元年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算における実質収支額と、令和元年度病院事業会計及び水道事業会計の決算における資金不足又は剰余額の合計が、赤字ではなかったもので、該当無しとなりました。

次にマル3、実質公債費比率であります。標準財政規模に対する、一般会計が負担した起債の償還元金及び利子、並びに一般会計が負担した企業会計、一部事務組合等の起債等の償還元金及び利子の合計額の比率は、過去3年間の平均で13.4%であり、早期健全化基準の25.0%を下回りました。

最後にマル4、将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の比率を表すもので、標準財政規模に対する、実質公債費比率の対象とされた企業会計等を含めた将来負担の額の比率は、66.2%であり、早期健全化基準の350.0%を下回りました。

以上で地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についての報告を終了致します。なお参考資料として、監査委員の意見書を添付致しましたので、ご参照願います。

○議長（青木悦子）

報告が終わりました。

◎報告第2号の説明

○議長（青木悦子）

日程第16。報告第2号、令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について、病院事業会計を議題と致します。

保健福祉課長より報告を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

報告第2号、令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について、病院事業会計をご報告致します。

資金不足の算定につきましては、年度末の債務負担高である流動負債から年度末の現金保有高等である流動資産を差し引き計算し、流動負債が流動資産を上回る場合は、差引額が資金不足額となります。

令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計においては、流動負債よりも流動資産が上回っていることから、資金不足が生じておらず、資金不足比率が該当しないこととなりました。

以上で財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、規定に基づき、監査委員の意見書を添付致しましたので、ご参照願います。

○議長（青木悦子）

報告が終わりました。

◎報告第3号の説明

○議長（青木悦子）

日程第17。報告第3号、令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について、水道事業会計を議題と致します。

建設水道課長より報告を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

○建設水道課長（平嶋隆）

報告第3号、令和元年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について、水道事業会計をご説明致します。

資金不足の算定につきましては、流動負債から流動資産を差し引いて計算致しますが、当会計は資金不足とはなっておりませんので、令和元年度鋸南町水道事業会計については、該当しないこととなります。

以上で財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、参考資料と致しまして、監査委員さんの意見書を添付致しましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（青木悦子）

報告が終わりました。

◎散会の宣言

○議長（青木悦子）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

明日10日から17日までは委員会審査等のため休会とし、最終日の9月18日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

上着を着用してください。

本日は、これにて散会致します。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後3時46分 ……………

令和2年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和2年9月18日 午前10時00分開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第8号 | 令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第2 | 議案第9号 | 令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第3 | 議案第10号 | 令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第4 | 議案第11号 | 令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第5 | 議案第12号 | 令和元年度決算認定について
1. 令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 議案第13号 | 令和元年度決算認定について
1. 令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 令和元年度鋸南町水道事業会計決算 |

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 笹生あすか | 議員 | 2番 | 早川正也 | 議員 |
| 3番 | 竹田和明 | 議員 | 4番 | 大塚昇 | 議員 |
| 5番 | 青木悦子 | 議員 | 6番 | 笹生久男 | 議員 |
| 7番 | 渡邊信廣 | 議員 | 8番 | 小藤田一幸 | 議員 |
| 9番 | 鈴木辰也 | 議員 | 11番 | 笹生正己 | 議員 |
| 12番 | 平島孝一郎 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司
教育	長	富永	安男	総務企画課長	平野	幸男
税務住民課長		加藤	芳博	保健福祉課長	杉田	和信
地域振興課長		飯田	浩	教育課長	福原	規生
建設水道課長		平嶋	隆	会計管理者	寺本	幸弘
総務管理室長		安田	隆博	監査委員	柴本	健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹生 矩義

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。

暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構です。

またマスクですけれども、登壇して発言なさる場合は、はずしていただいて結構です。

議員各位にはご苦労さまです。定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（青木悦子）

本日の議事日程を、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第1。議案第8号、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第4号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

私の方からは、3点質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、10頁の企画費の中の21節の補償補填及び賠償金という事で、今回3773万1千円の計上となっております。これは道の駅保田小学校の周辺整備に絡んだ物件保障費と理解しておりますけれども、この補償費は色々項目があると思います。工作物とか生産設備、立木移転補償ほかと説明を受けましたけれども、それを項目ごとの金額について分かればお聞きをしたいと思います。まずこれが1点目です。

2点目としては、13頁、予防費の中の病院事業継続支援醸成金という事で、今回1300万、鋸南病院の方への予定をされておりますけれども、説明ではコロナとか色々な関係があって、収入減になっているという説明がありました。ただほかの病院の方では、コ

ロナによって入院患者が、病院に回ってきた事によって増えた病院もあるようですけれども、鋸南病院の方は収入減になるという事から、今回1300万を事業の絡みで計上しましたけれども、1300万を補正する事で、令和2年度の会計は維持できていくのか、その辺を伺いたいと思います。

3点目。15頁になりますが、これは観光費の中でレンタサイクルという事で、全体で950万ぐらい予算計上がされております。レンタサイクルについては、時代の流れの中で、非常に重要な事業だと思っておりますけれども、レンタサイクル、観光費で組まれておりますが、実際には保田小学校の方にレンタサイクル事業導入委託という経費が組まれております。収益というのは、まだ料金がはっきりしていないと思いますが、町に全額が入るものなのかどうか。そしてレンタサイクル事業導入委託と保守点検委託、これが組まれておりますけれども来年度もこの様な形で保田小学校に委託をしていくのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

物件保障費3773万1千円につきまして内容をご説明申し上げます。既にご説明のとおり、お二方いらっしゃいますので、それを併せた形で申し上げたいと思います。

工作物につきましては、475万円。すみません丸めさせていただきます。生産設備につきましては、3157万1千円。立竹木、立木の関係が123万7千円。そのほかは、移転雑費等でございます。よろしいでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、渡邊議員。

○7番（渡邊信廣）

それについては分かりました。なおこの中にはプールの撤去費ですとか、或いはハウスの撤去費用この中で含まれていると理解してよろしいでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

プールの撤去費は含まれておりません。農業用のハウスの撤去費用といいますか、移転補償費は含まれております。

○議長（青木悦子）

すみません。訂正します。2点目の病院会計、3点目のレンタサイクル導入にていてを答弁お願い致します。

○議長（青木悦子）

1問につき、3点。起立できるのが3回だそうです。

○議長（青木悦子）

1回目で3点について答えていただくという形にします。3点質問しましたので、これを1回目として、1度に3つについて答えていただいておりますので、よろしいです

か。起立できるのが3回ですので、1回目の起立で3点答えていただいでからしてよろしいでしょうか。それが決まりだそうです。すいません。兎に角、答弁をしていただきます。

3点について。では病院会計について宜しくお願いします。

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

議員ご質問の中で、今回の1300万の交付金をきさらぎ会へと交付することで、今後の令和2年度の収支について、やっていけるかのご質問でございましたけれども、コロナの関係で外来、通院の方々が減っている事があります。入院はコロナが影響しているかという、計りかねるのですが、令和元年度におきまして、4月から7月までの人数につきまして、月平均で32床のうちの26.4人が入院として、元年度入院患者としていらっしゃるわけですが、令和2年度におきまして、4月から7月の間につきましては、21.3人ということで、5人ほど減となっているところでございます。1人当たり1日、2万円の収入が得られるなかで、1か月あたり5人という事になりますと、月300万ほどの収益が減ってきている状況でございまして、8月に入り、25人ぐらいに増えているという事でございますけれども、この入院患者数ですと、1300万の中では足らなくなるのが危惧されるところでございます。

きさらぎ会におかれましては、その辺の入院の方の確保と言いますか、これは状況によって難しいかと思われまますが、他の経費の見直しとか含めた中で、令和2年度、安定した経営を図っていただくように、お願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（青木悦子）

では、3点目のレンタサイクル導入について。

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

レンタサイクルの使用料につきまして、保田小の収入となります。保守点検に委託料につきましては、来年度以降、保田小の方で負担をしてもらうという考えであります。

〔7番より聞き取り不能につき、再度説明の要望有り。地域振興課長、同答弁。〕

○議長（青木悦子）

再質疑はありますか。

○7番（渡邊信廣）

確認しますが、これ3点まとめてというやり方ですか。

○議長（青木悦子）

3回した立てないという事です。

○7番（渡邊信廣）

3回にしても、1つに対して3問までというやり方の方が、皆さんも聞きやすいし、質問しやすいと思いたしますがいかがですか。

○議長（青木悦子）

今のご意見に賛成の議員の皆さんの挙手をお願い致します。

挙手多数ということで、修繕費についてもう1回です。

○7番（渡邊信廣）

先ほどの物件補償費の関係になりますが、生産設備に対しては、この中に含まれているという事でした。そうすると工作物のほかに3100万円ですか、これに解体費用などの経費があると理解していい事なのか。そしてプールに今後かかる費用については、かなり大きい金額での解体費用が出てくると思いますが、この中に入っていないという説明があったように思いますが、これについては、だいたいこれからどの位予算上に出てくるものなのか。その辺についても分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

生産設備につきましては、ガラス温室またビニールハウス等、農業用の施設についての補償費を算出しております。それからプールについては、個人の持ち物ではありません。町の資産でございますので、今回の所謂、物件の補償費の対象とは考えておりませんので、町としての財産を今後の工事費の中で、解体をしていくという事で、検討しているところでございます。

○議長（青木悦子）

ここで暫時、休憩と致します。議員の皆さんは、そこで着座にお待ちいただきたいと思っております。

…………… 休憩・ 午前10時15分 ……………
…………… 再開・ 午後10時17分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩と解いて、会議を再開致します。

○議長（青木悦子）

1番わかりやすいという方法で、1間につき3回ということで、元に戻して1間ずつということで、再開させていただきます。

渡邊議員については、1つめの修繕費については3回目をお願い致します。

○議長（青木悦子）

はい、渡邊議員。

○7番（渡邊信廣）

総務課長の方から話がありました、プールの関係については、当然、町が造ったものですから、町で壊さなければいけない。当然、補償費の中では、ないという事は分かりますけれども、これについて町の方では、だいたいの見積りも色々な設計を組んでいますけれどもこれについて今後、出て来るだろうと思われますけれども、だいたいどの位のプールの撤去費用が出て来るのか、お分かりになりましたらお願いをしたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

全体の工事費の見積もりは、概算としていただいておりますが、プールの撤去という事での費用は、現在、把握はしておりません。

○議長（青木悦子）

それでは、2点目の病院会計についての1回目です

○議長（青木悦子）

はい、渡邊議員。

○7番（渡邊信廣）

今、杉田課長の方からですけれども、かなり入院が減っているという事で、1300万で今年度は、無理というようにも聞こえましたが、この辺について、毎年毎年、鋸南病院の場合については、かなり持ち出しが多くなっています。従って、これは基本的に今後の鋸南町をどうしていくのかというような視点に立った、今後の取り組みを検討していただく事を要望して、これを終わります。

3点目に入ります。3点目というより3件目です。観光費に含まれているレンタル関係、自転車の関係ですけれども、これは今年度のレンタルサイクル事業導入委託、そして保守点検については、これは来年はないという事ですね。保守点検料はなくなる。今年度についての収入は、保田小学校の方に入るという事でございますけれども、その場合に協定書に基づくような収入、4、4、2と収入の中は分かれていました、利益が出た場合に。その様な形になるのか、本来でしたらば、ここまでやったものは、町に当然、収入として全てが入るべきだと思っておりますけれども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

議員おっしゃた様に、4、4、2という事で収益部分については、いただいております。レンタルサイクルの部分につきましては、これまで同様、運営費の中で保田小の方で受け付けから貸し出し、色々な作業を全体事業の中の1つとしてやっていただきますので、若干、4、4、2の部分にも影響は出ると考えております。

○議長（青木悦子）

はい、渡邊議員。

○7番（渡邊信廣）

その前に質問なのですが、収入については、今までの4、4、2の中で取り組みをするという事ですか。その辺が聞こえませんでした。

○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

保田小自体の運営を指定管理という事でお願いをして、全体を運営をしていただいで

おりますので、その運営経費の中で、これらの貸し出しの作業等も事務関係とかもやっていただきますので、結果として4、4、2の部分についても若干の影響はあろうかと考えております。

○議長（青木悦子）

聞こえましたか。

はい、それでは副町長。

○副町長（内田正司）

私の方から補足でお答えさせていただきますが、保田小の管理運営につきましては、利用料金制という形をとっております。従いまして、担当課長から答弁がありましたようにレンタサイクルを利用した時には、その利用料金は、保田小、管理者の方の収入に受けていただきまして、それに係る管理等の経費につきましては、当然、指定管理者の方が支出をする。それでトータルの結果として利益が出た場合には、4、4、2という取り決めの中で、町の方或いは積み立てという形で経理をされるという事でご理解の方をお願いしたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、3回目です。

○7番（渡邊信廣）

これは細かいことですが、来年は委託料を取らない、指定管理の中でやっていただくという事の中では、今言ったやり方の中で収入が上がった場合には、それをという事で良いと思います。今年度については、あくまでもこれは道の駅の中に組んであるわけではない、観光費の中で組んだものの中で、保田小学校の方に委託という様な事になって、そこには事業導入委託料が払われている。となるとこれは、当然、今年の収入については、何か月もないのですけれども、これは町の方に全額入るべきだと私は思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

今回の9月補正で予算をお願いして今後、購入等をしていくわけですが、実際に稼働の部分でいつから稼働がされて、稼働によって収入がどれくらい上がってくるかも、まだ分からない部分もございますけれども、結局、貸し借りをする作業的な部分、事務作業、手間の部分等々ございますので、それらについては、全て保田小の方に入るという考え方で現在は進んでおります。

○議長（青木悦子）

それでは、他に質疑はございますか。

3番、竹田議員。

○3番（竹田和明）

3件あります。

○議長（青木悦子）

1件ずつ3回やって終わりに。それで2件目という事でやっていきたいと思います。

○3番（竹田和明）

分かりました。今のレンタサイクルに関して、追加の質問ですが、事業の運営を管理会社に委託するという事ですが、運営方針というか事業自体は、私もすごく期待をしているのですけれども、デポジット、貸し出しのポイントが、保田小だけで今後やっていくのか、ほかの市町村と連携するという事ですけれども、町内にも貸し出しポイントは複数あっても良いのではないかと思うわけですが、例えば笑楽の湯だとか、そういうところでの貸し出しポイントを複数設けていくというような、町の方針を管理会社の方に反映してもらえるような話というのは、今後どうなのかという事についてお尋ねしたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

レンタサイクルにつきましては、現在も観光協会のそれぞれの駅前の観光案内所で、電動アシスト含めて貸し出しの方を行っております。ですからそういった所とも当然、手を組んで、町全体としてのレンタサイクル事業を進めていかなければならないと考えております。ただ今回導入致しますEバイクについては、それぞれの観光案内所の方には、今現在置いていない状況もございますので、今後、それらも含めた形の中で、今おっしゃられた笑楽の湯も含めて、全体的にどのような形で回していくか、また返却場所等についても、自由乗降といいますか自由に返せるとかも含めて、どの様にしたら1番使い勝手が良くなるのかについてを検討して参りたいと考えております。

○議長（青木悦子）

はい、竹田議員。

○3番（竹田和明）

2件目の質問になります。

19頁になりますが、職員数についてですけれども、カッコ1の総括のところですが、これを見ると、再任用職員と短時間勤務職員を除いて、補正前後で92名となっておりますが、鈴木議員の一般質問の中で町長が答弁された、災害応援職員を除いて、今、100名だとの回答がございましたが、この100名とのこの92名との差というのは何なのかという事について質問したいと思います。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

お答え致します。この給与費明細の92名については、一般会計の予算に計上している職員の数でございますが、このほか特別会計に支弁している職員もございますので、そういう事で92名となっております。

議長（青木悦子）

2回目ですか。

○3番（竹田和明）

3件目の質問。今の件は理解しました。ありがとうございます。

3件目は、今回、新型コロナの助成金。国からの助成金が全国で2兆円出されるという事で、それについての色々な補正がされているわけですが、その補正の計画を作るに当たって、例えば以前から課題になっているBCP、今新型コロナで、この様な中でも事業を継続して行っていく様な計画作りも非常に重要なテーマではないかと思うわけです。ほかにもワーケーションであるとか、仕事のリモート化という事も、今、潮流になりつつあり、それも新型コロナの助成金の使い方としては、非常に重要な使い方ではないかと思うのですが、この助成金の使い方についての検討というのが、今言った様な課題についても、されたのかどうかについて質問したいと思います。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

まず新型コロナに関する事業継続については、それぞれ各課で検討しまして、新型コロナに関係する事業継続、またその後、災害関係については、現在、改定を進めております地域防災計画の中で行っていく事になります。それからリモート等については、今回の補正予算の中でウェブカメラ等も購入しますけれども、当然、今後必要になってきますし、既にウェブ会議等は町の中で進めておりますので、引き続き事業導入、それから環境整備について進めて参りたいと思います。

今回の交付金の検討については、各課で想定されるものを計画として出していただいて、管理職、課長会議の中で検討致しました。検討の期間が、1次補正、2次補正、実施計画を出せという期間が短いものですから、当然、今計画のあるものについて、という事で取りまとめたところがございます。今後、リモート等、これから必要になるものについては、引き続き検討を進めていくという事でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（青木悦子）

再質疑ですか。

はい。

○3番（竹田和明）

状況は理解しました。そうは言っても、このデジタル化とかリモート化というのが、鋸南町が先を行っているわけでは決してないと思いますので、今後の課題として是非、積極的に取り組んでいただきたいとの要望です。以上です。

○議長（青木悦子）

他に質疑はございますか。

9番、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

大きく2点質問致します。

1点目は、10頁の2款総務費、1項、1目一般管理費、11節、12節、17節のテレワーク環境整備事業で、3013万6千円で、このうちのテレワークの環境整備の業務委託についてと、この整備をした事業の活用方法についてお伺いします。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

今回のテレワークの導入につきましては、先般の全員協議会でもご説明したとおりで、新型コロナ下における在宅勤務、分散勤務を可能とするために専用のパソコンと専用回線の利用を構築しようとするものでございます。今回、地方創生臨時交付金を財源として、3密防止が初期の目的ではありますが、将来的には、今、国の方が提唱しております働き方改革の推進という事で、それぞれ職員個々のライフワークに合わせた在宅勤務であるとか、また出先での会議、それから町民の皆様の説明するといった場面で、このようなパソコンの利用が使えるという事で、就業環境の改善、或いは行政サービスの向上に幅広い利活用ができるのではないかと見込んでおります。

それからテレワークの環境整備の業務委託につきましては、12節の委託料の中で、1751万2千円計上してございますが、これは構築の費用とそれから通信用のUSB、それからソフトウェアの費用となります。構築費用の作業項目としましては、システムやネットワークの設計、それから機器の構築。機器自体の設定業務とそれから稼働の試験、管理業務、職員に対する操作説明等についてもこの中で経費として見込んでいるところでございます。

○議長（青木悦子）

再質問。

はい。鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

今後の活用方法として、色々と在宅勤務、テレワーク、リモートワークに対応するとの説明がありましたけれども、それをすることによってライフワークバランス、職員の生活と仕事が上手くバランスが取れる事によって、より働き易くなっていく。それは強いて言えば、一般質問でもしましたけれども、労働環境の改善にもつながっていくと思っております。ですから今後と言わず、整備をされたら出来るだけ早く、有事の際だけではなく、普段から仕事の活用に取り入れていただいて、上手く活用できるようにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

鈴木議員の方から、有事の際という様なお話がありましたが、決してその様な時という事ではなく、平時に、所謂、働き方改革の推進のために在宅勤務の推奨をするというの

は、総務省自体が既に、推進している事ですから、それに沿って進めていきたいと思っております。ただ一方で、町にある個人情報、これを自宅で扱う様な事になりますので、当然、漏洩であるとかセキュリティーについては、きちりと確立したうえで、実際に稼働していく事を心がけていきたいと思っております。

○議長（青木悦子）

2点目ですか。

はい。

○9番（鈴木辰也）

2点目は、12頁、3款民生費の2項、1目児童福祉総務費の内の結婚新生活支援補助金、300万円の対象の世帯を、まずお伺いしたいと思います。

○議長（青木悦子）

税務住民課長。

○税務住民課長（加藤芳博）

結婚新生活支援補助金の対象についてお答え致します。対象は、令和2年1月1日以降の婚姻。夫婦ともに34歳以下かつ2人合わせての所得が340万円以下という方が、対象になります。

○議長（青木悦子）

はい。鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

対象者に対する支援なのですけれども、どの様な費用が対象になっていくのかお伺いします。

○議長（青木悦子）

税務住民課長。

○税務住民課長（加藤芳博）

対象と致しまして費用は、まず住宅に関する費用でございまして、新築は、なかなかないとは思いますが、新築費用。この場合は、住宅取得奨励金とかございまして、それを当然、除いて算定致します。賃貸の場合には、敷金、礼金、管理費なども含めまして、家賃、引っ越し費用も対象と致しております。それで上限が30万円ということになっております。

○議長（青木悦子）

再質疑はございますか。

はい、3回目です。

はい、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

この補助金を渡すことによって、鋸南町で新婚生活を始めていただく事で、その結果、子供が生まれて、少子化対策としての補助金だとは思いますが、これをどの様に広報していくか、これからやっていくとは思いますが、どの様な方を対象にするのか。本来であれば、町外の人にもお知らせをして、引っ越すなら鋸南町で生活をしようかと思いを

いただける様な広報を今後、このような事業をやる時にどうやって知らせるかというのは、本当に大切な事だと思います。今、町の方で考えている広報の仕方についてお伺いします。

○議長（青木悦子）

税務住民課長。

○税務住民課長（加藤芳博）

まず町内にいらっしゃる方につきましては、本籍が鋸南町にある方につきましては、婚姻等、把握できますので、個別にご案内も考えております。本籍が鋸南町にない方につきましては、把握が難しいので、町報、ホームページなどでご案内したいと思います。現在、鋸南町にお住まいでない方へのご案内につきましては、当然、少子化対策が前面に出さなければならぬ事業でございますけれども、移住支援と併用する案内は差しつかえないものとされておりますので、ホームページ等、町外の方が目に触れる様なシーンで積極的に広報を広げていきたいと考えております。

○議長（青木悦子）

終わりです。

ほかに質疑はございますか。

では、質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第2、議案第9号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第3。議案第10号、令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第4。議案第11号、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありますか。

○議長（青木悦子）

3番、竹田議員。

○3番（竹田和明）

3頁の現預金残高、期末残高ですが、これによると3億7万になっていますけれども、4頁の損益計算書の方ですけれども、受取利息は1万円しかない。一方で支払利息は2800万あるわけですが、できるだけ現預金というのを減らせるものであれば、減らしていった方が、この低金利の時代に有利ではないかと考えるわけですが、これだけの現預金を、資金需要があるのでしょうかけれども、これだけの大金を持っておかないといけない状況なのかどうかという事について質問したいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

現預金の残高につきましては、大変高額になっているわけがございますけれども、水道事業についても突発的な事故とか考えられますので、その様なことも踏まえて、預金を持ってそれに対応させていただく事で考えておまして、議員おっしゃるとおり、預金を少なくするという事もありますので、今後の会計についても検討はしていきたいと思えます。以上です。

○議長（青木悦子）

再質疑はありますか。

ほかに質疑はございますか。

○議長（青木悦子）

では質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の委員長報告

○議長（青木悦子）

日程第5。議案第12号、令和元年度決算認定について。

- 1、令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算についてを議題と致します。

本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会、渡邊信廣委員長。

[決算審査特別委員会委員長 渡邊信廣 登壇]

○決算審査特別委員会委員長（渡邊信廣）

それでは、決算委員会特別委員会に付託されました、委員長報告を申し上げます。決算審査特別委員会に付託されました、令和2年第5回定例会、議案第12号、令和元年度決算認定について。

- 1、令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算。

以上の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告を致します。

本特別委員会は、9月14日、午前10時から役場3階大会議室において開催を致しました。

審査にあたり、各委員から多くの質疑、意見等がありましたが、要約して各課ごとにご報告致します。最初に令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑の内容を報告致します。

まず総務企画課関係について。

ホームページ改修業務委託を実施し、改修後のアクセス数、職員が行う更新等操作方法はどの様に変ったかとの質疑に対し、7月比較では、ページビューは57,667回で、昨年に比べ12,164回増加し、1ユーザー当たりの平均も増加しています。

更新等操作については、職員向けの研修を実施したため、円滑に滞りなく新しいホームページに移行できましたとの答弁がありました。

中型自動車免許等取得補助金の対象となる消防ポンプ自動車を運転できない消防団員

は何名いるのかとの質疑に対し、対象者は10名です。との答弁があり、全団員が有事の際に運転ができることが望ましいとの要望がありました。

デジタル戸別受信機購入の配布が終了したが、各世帯の受信状況はどうか。また今年度中に全世帯で受信ができる状況となるかとの質疑に対し、配布世帯のうち難聴世帯を517世帯と見込んでいます。業者が直接、難聴世帯を訪問し、全ての難聴世帯の解消を図っていきます。との答弁がありました。

人事評価制度職員研修委託の内容は。また評価の結果をどの様に反映するのかとの質疑に対し、評価者を対象に、業績・能力評価のための研修を実施するとともに、前年の評価に偏りがいないか、評価は適正に行われたかについて分析を依頼しました。

評価を勤務手当、昇給・昇格に反映させるのが目的ですが、未実施です。しかし職員の資質や組織の業務効率向上に効果が出ていると考えます。

次にストレスチェック業務委託は、以前から実施していたのか。また、その内容及び結果・効果はどの質疑に対し、令和元年度初めて実施しました。対象職員145名中、136名から提出がありましたが、ストレスチェックを行い、本人に状態を通知し、ストレスの度合いを自覚させます。高ストレスの者には面接指導等を行うことで、ストレスの解消、環境改善に効果があります。との答弁がありました。

次に県税取扱費交付金の内訳はどの質疑に対し、町が取り扱った県税の金額の2%が町に交付されるもので、法人県民税や自動車税等、計300件、1103万1700円、取り扱いがありました。との答弁がありました。

町財政の財源となるため、町民への周知に努められたいとの要望がありました。

次に税務住民課関係について。

令和元年度中、マイナンバーカードの交付件数、カード普及のため、町が実施している支援や広報について伺うとの質疑に対し、令和元年度中、190件交付しました。周知については、町報や町ホームページにより実施し、普及に努めています。との答弁があり、ホームページでは、見出しとしてマイナンバーカード、個別番号カードの両者が併記されており、統一して分かりやすくすべきではないかとの再質疑に対し、様々な意見をいただいて改善していきますとの答弁がありました。

次に保健福祉課関係について。

老人福祉センター費の賃金に不用額が多いが、台風での影響で営業を行わなかったためかとの質疑に対し、営業再開後は、来客が減少したため勤務者を減らしたことも要因です。また3月2日からは、新型コロナウイルス感染症予防のために休館となり、支出額が減少したためですとの答弁がありました。

意思疎通支援事業委託の内容はどの質疑に対し、耳の不自由な方に対し、手話通訳者の派遣を千葉県協会へ委託する事業で、病院の受診や就業の際、相手方との意思疎通を図るため、手話通訳者が会話の内容を手助けしますとの答弁がありました。

次に地域振興課関係について。

元名採石場跡地の利用状況はどうかとの質疑に対し、台風15号被災までの期間で8団体69日間の利用がありました。被災後は、災害ごみの仮置き場となりましたが、使用

を希望する団体があり、14日間利用しました。主な利用目的は、映画の撮影、テレビドラマの撮影、雑誌等の撮影で利用されていますとの答弁がありました。

移住促進担当の地域おこし協力隊の取り組みと成果についての質疑に対し、協力隊員1名が従事し、毎月広報誌の発行、保田小学校での移住相談窓口の開設、空き家バンクや不動産の物件情報の紹介、ハローワークの求人情報の提供をしていますとの答弁があり、実際に移住した実績は。また空き家バンクを利用し、移住したいというニーズはあるかとの再質疑に対し、協力隊員による成果としては2名です。空き家バンクに掲載した14件に対し、多くの応募あり、現在、案内できるのは2件ですとの答弁がありました。

次に出会い応援サポーター事業は、台風やコロナで十分活動ができなかったのではないかと質疑に対し、例年3回実施するイベントを台風の影響で1回中止しましたとの答弁があり、良い事業であり、もう少し大々的に実施しても良いのではないかと再質疑に対し、サポーターは最大8名ですが、現在4名で活動しています。募集をしていますが応募がなく、イベントの際にはスタッフも必要になることから、年3回の実施としていますとの答弁がありました。

道の駅きよなんのトイレの清掃業務委託の単価が高く感じるがとの質疑に対し、人件費と清掃薬品等の費用等を含んだ金額ですとの答弁があり、更に精査をすべきだと思いがとの再質疑に対し、今年度、入札により業者が変更し、毎月最低1回は重点清掃を行う内容の契約をしていますとの答弁があり、金額について今後協議をしてもらいたいとの要望がありました。

次に建設水道課関係について。

災害廃棄物は、現在はどこにどのような状況で保管されているかとの質疑に対し、発災直後は3箇所の仮置場にゴミを収集し、処分は既に完了しました。現在実施している公費負担解体事業では、岩井袋野球場に仮置きしていますが、場所が狭いため搬入と搬出を繰り返し対応していますとの答弁があり、事項別明細書の災害廃棄物処理委託と主要施策の成果に関する報告書の災害廃棄物処理事業の金額に差異がある理由はとの再質疑に対し、事項別明細書の災害廃棄物処理委託額に、電化処理手数料、損害家屋撤去業務委託等を合算した額が、主要施策の成果に関する報告書の額となりますとの答弁があり、更に災害ゴミは、可燃ゴミとして受け入れられるはずだが、衛生組合で断られ、資金や人手のない人が自費で処分しなければならない状況をどの様に考えるかとの再質疑に対し、業者に依頼して衛生組合に持ち込んだため、誤解を得たものと聞いていますとの答弁がありました。

次に教育課関係について。

通学路に防犯カメラを設置したことで、不審者に対して効果があったか。また台数を増やす予定はあるかとの質疑に対し、設置後は不審者が出たとの情報は得ていません。カメラの設置は通学路の安全対策に効果があり、必要があれば積極的に要求したいと思えますとの答弁があり、防犯カメラの維持管理費はどの程度かとの再質疑に対し、設置当初、電気料は1台当たり月5千円程度と説明を受けましたが、現状はそれほどではありませんとの答弁があり、防犯の抑止力にもなるので、できるだけ多く設置して欲しいとの要望

がありました。

中学校図書司書の勤務体制はとの質疑に対し、図書司書は、小・中学校、公民館を1日6時間程度、巡回勤務しています。公民館の図書室は整理が行き届き、利用者が増加していますとの答弁がありました。

次に小学校で必要となる理科教育用備品等が不足した場合、補充を考えているのかとの質疑に対し、学校の要望を聞き、必要なものがあれば要求していきますとの答弁がありました。

整備工事後の中学校グラウンドの現状はとの質疑に対し、改良岩瀬砂や土壌安定剤の混入、勾配の改良、カイズカイブキの植栽等を行いました。整備後、とても良いコンディションが続いているとのことですので、今後も中学校と協力して維持管理に努めますとの答弁がありました。

以上のような審査経過の後、令和元年度一般会計決算の認定について採決をしたところ、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定を致しました。

次に令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、報告を致します。

本決算については特段の質疑はなく、令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決を致しましたところ、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

次に令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、報告を致します。

本決算については特段の質疑はなく、令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決を致しましたところ、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

次に令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の内容を報告致します。

台風の影響で介護度が上がったケースはあるかとの質疑に対し、被災以降、施設入所基準が緩和され、介護度が低い被災者の受け入れが可能となったことで、入所する方が多くいました。また介護度が上がったというより、住宅の方が被災により状態が悪化、新規認定で高い介護度となったケースもみられますとの答弁がありました。

次に今後の保険料の動向をどの様に考えているかとの質疑に対し、介護保険料は3年に1度、保険料決定のための計画策定を行ったうえで決定しており、今年度はその年となります。令和元年度から令和2年9月までの実績により決定しますが、現状では上げざるを得ないのではないかと考えていますとの答弁があり、保険給付が増えれば保険料も上がる。上がって欲しくはないが、使い勝手の良い保険として欲しいとの要望がありました。

このほか特段の質疑はなく、令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決を致しましたところ、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

以上で、令和2年第5回定例会、議案第12号、令和元年度決算認定について決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ここで暫時休憩し、11時20分から会議を再開します。

…………… 休憩・ 午前11時08分 ……………

…………… 再開・ 午前11時20分 ……………

◎議案第12号の質疑の省略

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（青木悦子）

ただ今、決算審査特別委員会での審査結果は、令和元年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、それぞれ4会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮り致します。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。よって質疑を省略することに決定致しました。

◎議案第12号、一般会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（青木悦子）

初めに令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和元年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第 1 2 号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（青木悦子）

次に令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第 1 2 号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（青木悦子）

次に令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第 1 2 号、介護保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（青木悦子）

次に令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和元年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第 1 3 号の委員長報告

○議長（青木悦子）

日程第 6。議案第 1 3 号、令和元年度決算認定について。

- 1、令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算。
- 2、令和元年度鋸南町水道事業会計決算についてを議題と致します。

本案についても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会 渡邊信廣委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 渡邊信廣 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（渡邊信廣）

それでは決算審査特別委員会に付託されました、令和 2 年第 5 回定例会、議案第 1 3 号、令和元年度決算認定について。

- 1、令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
- 2、令和元年度鋸南町水道事業会計決算。

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を報告致します。

本特別委員会は、9 月 1 4 日、午前 1 0 時から役場 3 階大会議室において開催致しました。初めに令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について、報告致します。

本決算については特段の質疑はなく、令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定

について採決を致しましたところ、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定を致しました。

次に令和元年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、質疑の内容を報告致します。

年度末の保有現金はかなりの額であるが、多くの現金を保有する理由とはとの質疑に対し、昨年度末の保有現金には、繰越された費用などが含まれており、実質的には例年通りの額です。保有している資金は、今後の水道施設等の建設改良工事の財源、また水道事業の統合を進めるための財源として活用をしていきますとの答弁がありました。

この他、特段の質疑はなく、令和元年度鋸南町水道事業会計決算の認定について採決を致しましたところ、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

以上で令和2年第5回定例会、議案第13号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

◎議案第13号の質疑の省略

○議長（青木悦子）

ただ今の決算審査特別委員会での審査結果は、令和元年度の鋸南病院事業会計及び水道事業会計の決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮り致します。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定致しました。

◎議案第13号、鋸南病院事業会計決算の討論、採決

○議長（青木悦子）

初めに令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和元年度鋸南町鋸南病院会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第13号、水道事業会計決算の討論、採決

○議長（青木悦子）

次に令和元年度鋸南町水道事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和元年度鋸南町水道会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎閉会の宣言

○議長（青木悦子）

これにて今定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。

よって令和2年第5回鋸南町議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 1 時 3 0 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

令和2年11月26日

議 会 議 長 青 木 悦 子

署 名 議 員 笹 生 あすか

署 名 議 員 平 島 孝一郎